

みんなで子育てやろまいか なかつっ子ズラン

中津川市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年 3 月

中 津 川 市

はじめに

近年、我が国を取り巻く社会情勢は、急速な少子化の進行や、人口減少が進み、家族形態の変化や、就労の多様化、地域コミュニティの希薄など、子ども・子育てを含む、生活環境は大きく変化しています。

中津川市においても例外ではなく、核家族化、少子化が進む中で、子育てに不安や孤立感を感じている家庭が増えています。また、共働き家庭の増加などにより保育ニーズの増加が見込まれるため、一層の子育てしやすい環境の整備が求められています。

子どもは社会の希望であり、中津川市の未来をつくる大切な宝物です。中津川市のすべての子どもたちが、健やかに伸びやかに成長できる環境づくりが大切です。

平成26年度に、県の取組として行われました「ぎふっこ応援宣言」で、中津川市は、「子どもたちの笑顔が未来につながるまちづくりに取り組みます」と、宣言いたしました。

こうしたまちづくりの実現に向け、中津川市における、教育・保育・子育て支援に関する施策を総合的に進めていくための計画として、「みんなで子育てやろまいか なかつっ子プラン（中津川市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。今後、本計画の推進に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

おわりに、本計画策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案を賜りました子ども・子育て会議委員、関係機関、保護者の皆様に、心からお礼を申し上げます。



H27.1.8 「ぎふっこ応援宣言」セレモニー

平成27年3月

中津川市長 青山 節児

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	2
3	計画の位置づけと期間	4
4	計画策定体制と経過	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	中津川市の人口動態等の現状	6
2	女性の就労状況	12
3	幼稚園・保育園の状況	14
4	「中津川市子育てに関するニーズ調査」の結果と分析	16
5	中津川市次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉の評価	27
6	中津川市の子ども・子育てを取り巻く現状と次世代育成支援対策行動計画の評価及びニーズ調査からみられる課題	31

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	32
2	基本的な視点（大切にしたい3つの視点）	33
3	施策の体系	34

第4章 施策の展開

基本目標1	家庭における子育てへの支援	36
基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	42
基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	47
基本目標4	子育てしやすい家庭や職業環境の整備	52

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	54
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	56
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	60
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	70
5	認定こども園の普及・推進に関する基本的な考え方	83
6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	84

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	85
2	国・県等との連携	85

資料編

1	中津川市子ども・子育て会議条例	86
2	中津川市子ども・子育て会議委員名簿	88
3	子ども・子育て支援新制度に関する取組経過	89
4	中津川市の幼稚園・保育所（位置）	94
5	中津川市の放課後児童クラブ（位置）	95
6	中津川市の子育て支援センター（位置）	96
7	中津川市の子育て支援に関する主な事業一覧	97
8	用語解説（50音順）	98

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。



中津川市においても、本法に基づき、平成17年3月に、「中津川市次世代育成支援対策行動計画」を策定、これに続く後期計画を平成21年3月に策定しました。

その後も引き続き少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭・学校、地域・職域その他のあらゆる分野の構成員が相互に協力し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、『子ども・子育て支援新制度』が創設されました。

これにより市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援給付及び、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、同新制度は平成27年度からスタートすることとなりました。

本市においては、これまで子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進してきましたが、出生数は減少傾向が続き、保育サービスにおいては年度当初には待機児童が生じていないものの、年度末に向け、発生している状況であり、低年齢児の保育ニーズの増加がみられ、今後も一層の地域の子育て・家庭支援の充実、就学前教育・保育の質の向上や子どもが健やかに育成される環境の整備などが求められています。

本計画は、国の動向や本市の社会的背景に対応し、「中津川市次世代育成支援対策行動計画」を引き継ぎながら、子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進することを目的として策定するものです。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 「子ども・子育て関連3法」について

次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。また、「子ども・子育て支援新制度」は、これらの法律に基づくものです。

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
※子ども・子育てを様々な課題を解決するための法律です。
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
※認定子ども園法を一部改正する法律です。
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）
※上記2つの法律の施行に伴い関係法令を整備するための法律です。

(2) 子ども・子育て支援新制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、「子ども子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※1」制度の改善、普及促進
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
 - ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業※2の給付制度の創設）
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

※1 認定こども園：幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

※2 地域型保育事業（市町村による認可事業）：3歳未満の少人数の子どもを保育する、①小規模保育、②家庭的保育、③居宅訪問型保育、④事業所内保育の4事業のこと。

(3) 給付・支援事業について

新制度のもとで保護者等に提供されるサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

○施設型給付

認定こども園・幼稚園（※）・保育所

○地域型保育給付

小規模保育事業（A型、B型、C型）・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業
・事業所内保育事業

※子どものための教育・保育給付とは

個々の児童について教育・保育を実施するのに必要な費用を市が保護者に支払う（給付する）仕組みです。

ただし、保護者の利便性を考慮し、市が教育・保育施設へ直接支払うことになっています。（法定代理受領）

② 子どものための現金給付

○児童手当

※ 私立幼稚園は、新制度に移行する施設が対象で、移行しない幼稚園は現行の私学助成が継続されます。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とし、地域ニーズに応じた多様な子育て支援を実施します。

（※第5章の以下のページで事業概要・年次ごとの計画を示しています）

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ① 利用者支援事業 | 70 |
| ② 地域子育て支援拠点事業 | 71 |
| ③ 妊婦健康診査 | 72 |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | 73 |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | 74 |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | 75 |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業） | 76 |
| ⑧ 一時預かり事業 | 77 |
| ⑨ 延長保育事業 | 79 |
| ⑩ 病児保育事業 | 80 |
| ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 81 |
| ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 82 |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 82 |

3 計画の位置づけと期間

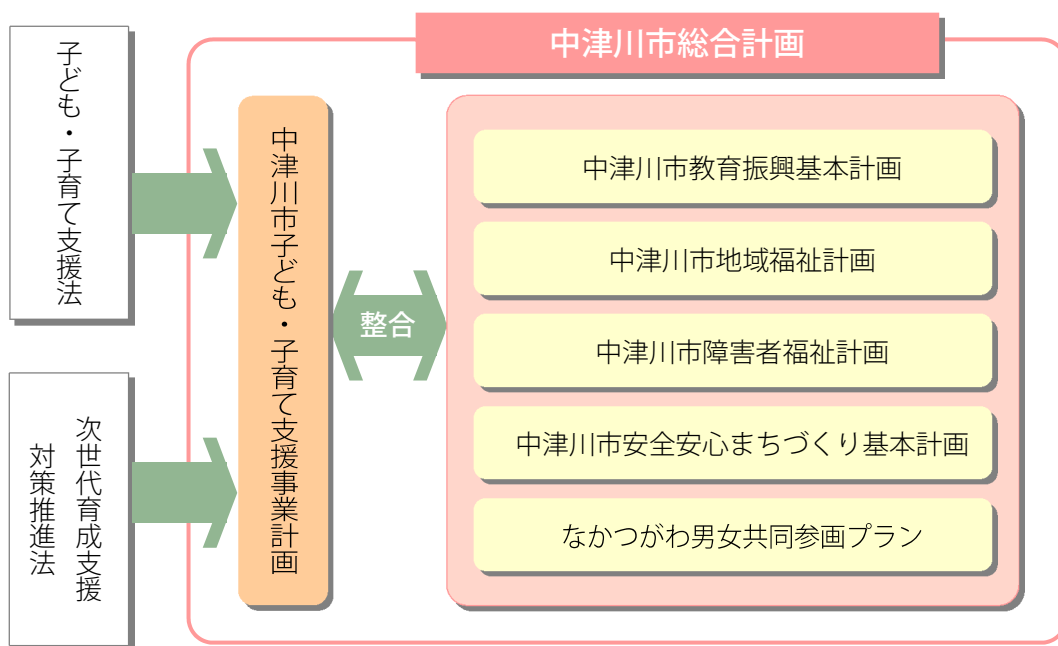
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法及び国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、本市の地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件等を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定するものです。また、これまで取組を進めてきた次世代育成支援対策行動計画を継承する計画にも位置づけ、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画としています。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、中津川市総合計画をもとに、中津川市教育振興基本計画、中津川市地域福祉計画、中津川市障害者福祉計画をはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】



(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。このため、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしています。

4 計画策定体制と経過

(1) 中津川市子育てに関するニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳（就学前児童）及び小学生のすべて（長子）の保護者を対象として、「中津川市子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

○調査対象・方法

- ・乳幼児（0～2歳）：郵送による配布、回収
- ・幼稚園児・保育園児：園を通じ直接配布、回収
- ・小学生（1～6年生）：学校を通じ直接配布、回収
- ・特別支援学校等在籍児童：郵送による配布、回収

○調査期間 平成25年12月初旬～平成25年12月下旬

○回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
乳幼児・幼稚園児・保育園児（0～5歳）	2,093件	1,412件	67.5%
小学生（1～6年生）	3,279件	2,537件	77.4%
合計	5,372件	3,949件	73.5%

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、中津川市子ども・子育て会議条例を制定し、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「中津川市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

また、子ども・子育て会議の中に、専門部会として、新制度における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の運営に関する基準について検討する「基準検討部会」と、本市の目指すべき子育て支援のあり方などについて検討する「子育て検討部会」を設置し、計画策定に関する意見、提言をいただきました。

1 中津川市の人口動態等の現状

近年、出生率の低下に伴い就学前人口の減少、さらには総人口の減少と少子高齢化が進展しています。また、世帯構成は、核家族が増加しており、子どもを取り巻く家庭の環境、地域の環境が大きく変わっていることがうかがわれます。



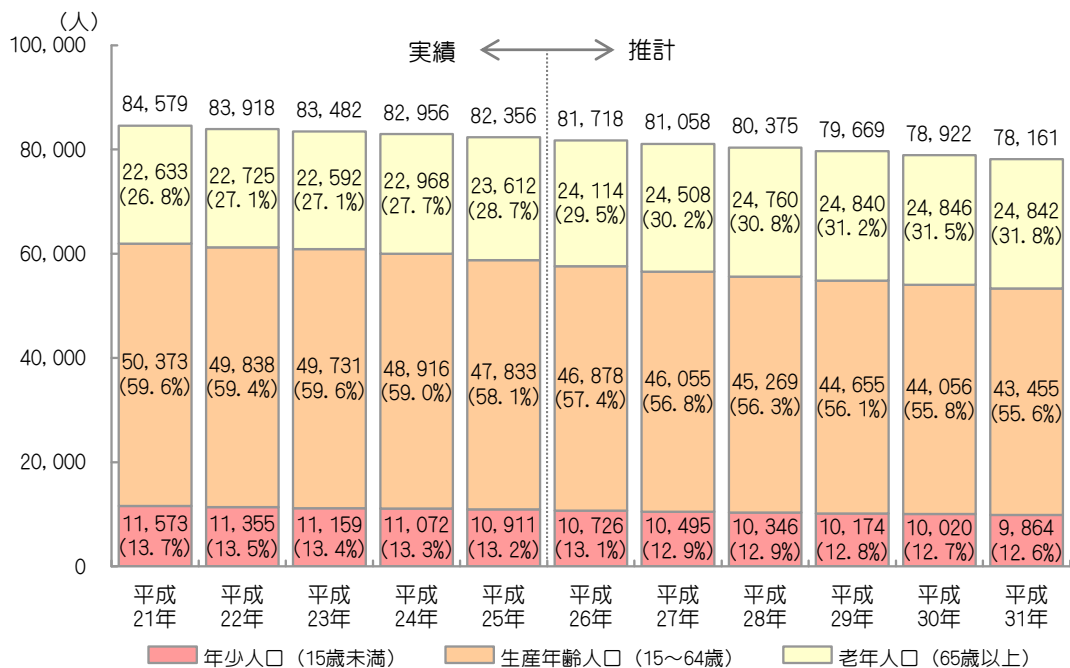
(1) 人口推移と推計

本市の人口推移と推計をみると、総人口は年々減少しており、平成25年現在で82,356人となっています。平成26年以降の推計人口は、今後も減少していくことが推測されます。

また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

※ 推計人口は、平成21年～平成25年の住民基本台帳に外国人登録者人口を加算したものをもとに推計しました。推計方法については、比較的近い将来の人口推計を行うこと、特殊な人口変動が予想されないことからコーホート変化率法を用いて推計しました。

【 人口推移と推計 】

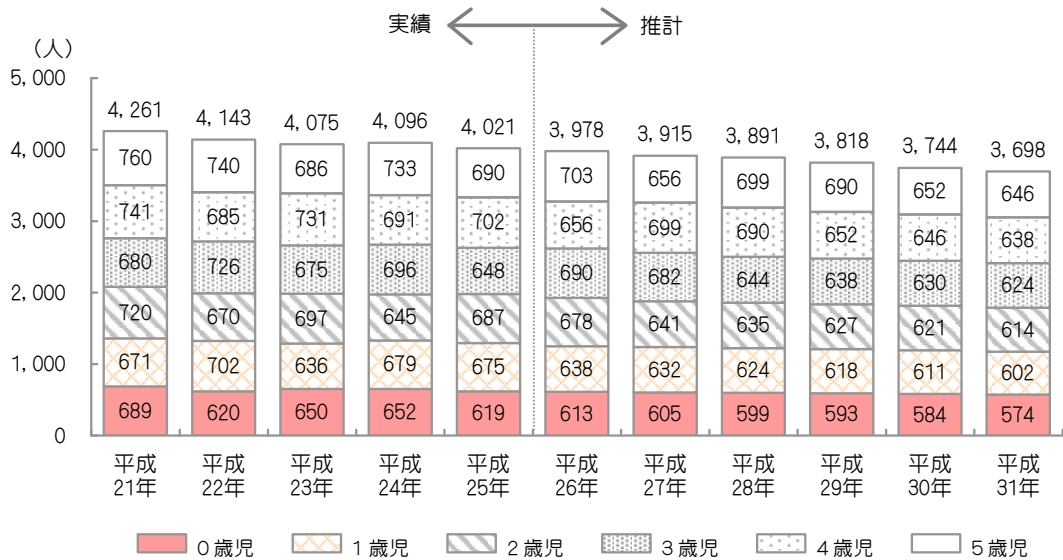


資料：市民課統計資料（各年10月1日）

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の小学校就学前児童である0～5歳の人口推移と推計をみると、総人口と同じく減少傾向にあり、平成25年現在で4,021人となっています。平成26年以降の人口推計でも、今後減少が続くと推測されます。

【 子どもの人口推移と推計 】



資料：市民課統計資料（各年10月1日）

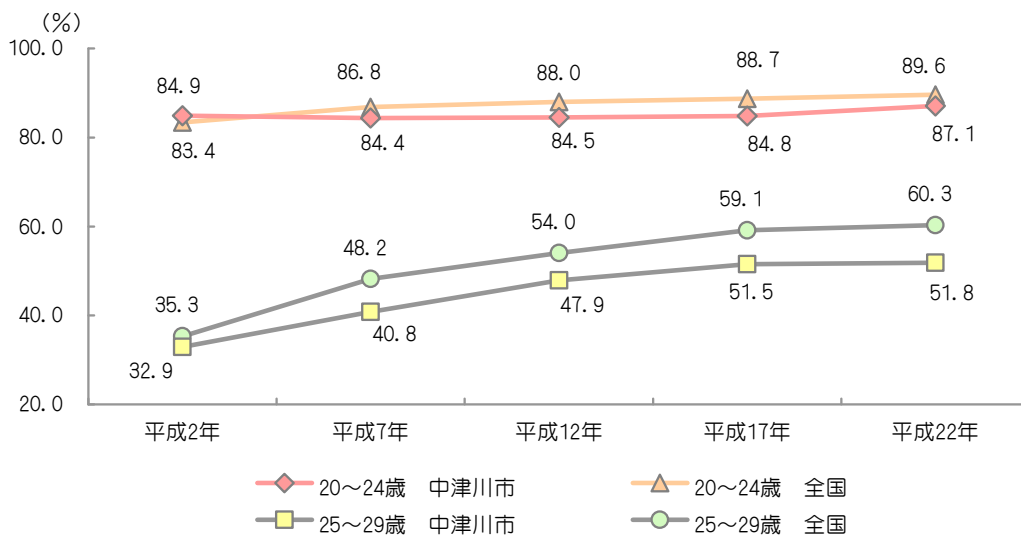
(3) 未婚率の推移

① 女性

本市の女性の未婚率の推移をみると、20～24歳では全国平均とほぼ同じ値で推移していますが、他の年齢では全国平均を下回って推移しています。

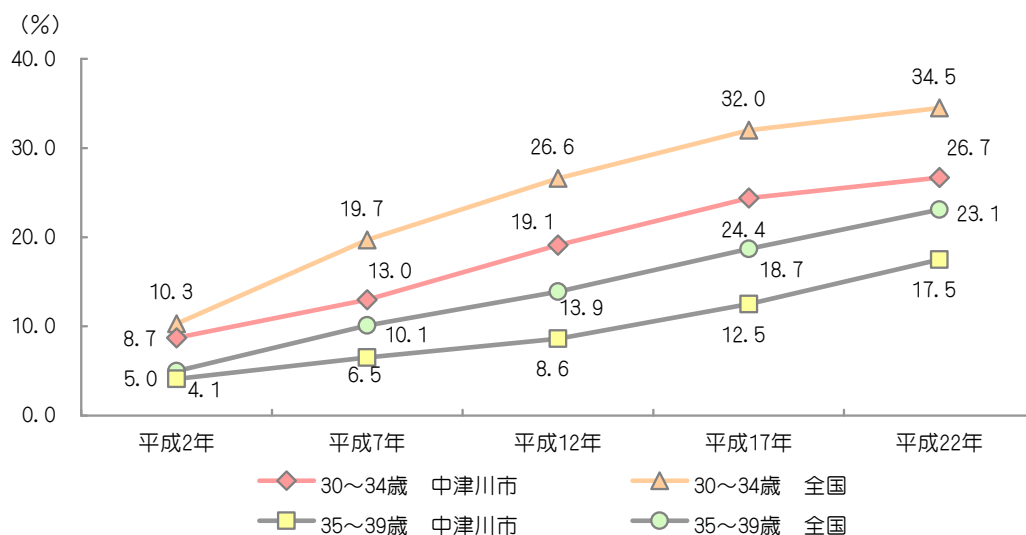
また、国の傾向と同様に、晩婚化・未婚化が進んでいます。

【 未婚率の推移（20代女性） 】



資料：国勢調査

【 未婚率の推移（30代女性） 】



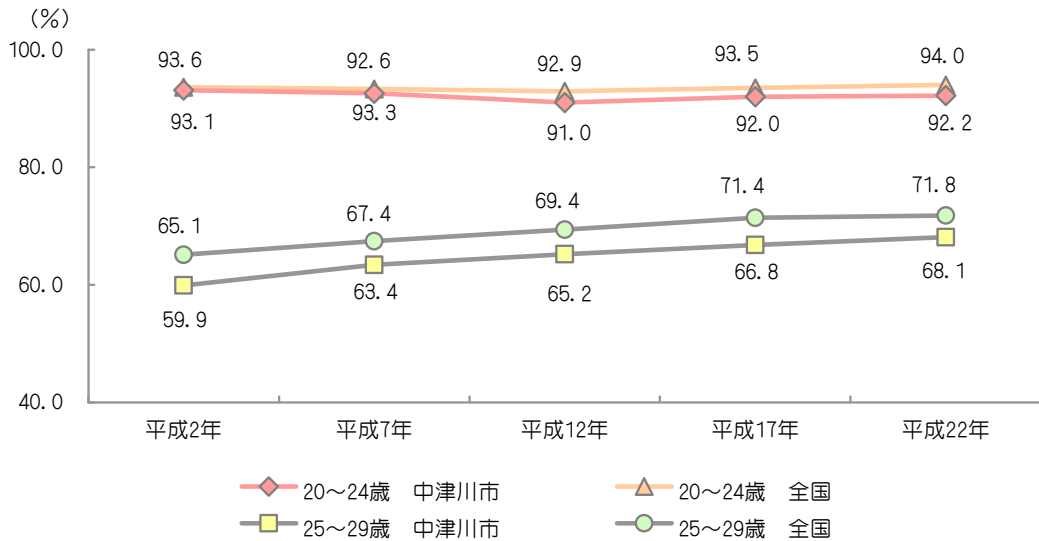
資料：国勢調査

② 男性

本市の男性の未婚率の推移をみると、20～24歳では全国平均とほぼ同じ値で推移していますが、他の年齢では全国平均を下回って推移しています。

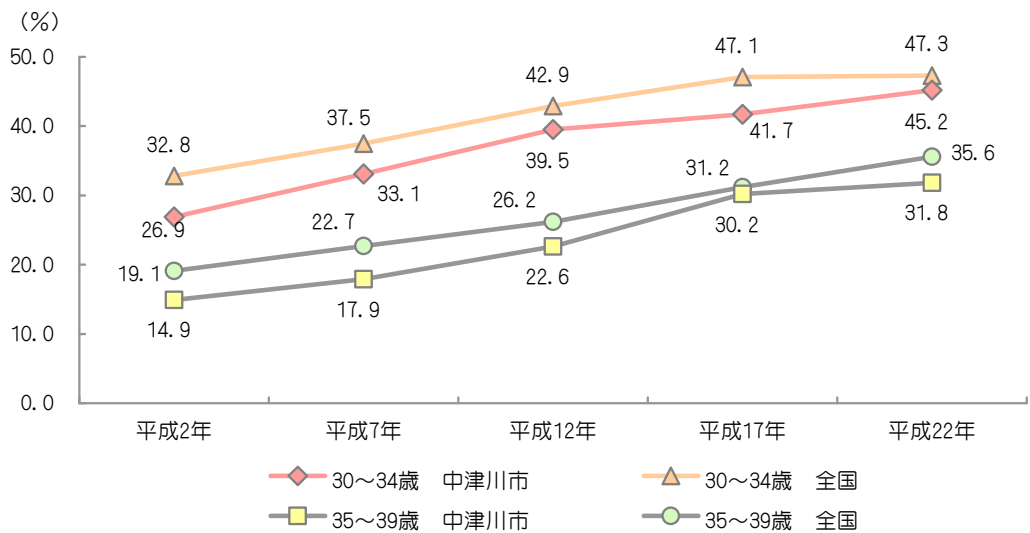
また、20～24歳は横ばいに推移していますが、他の年齢は年々増加しており、女性の傾向と同様に、晩婚化・未婚化が進んでいます。

【 未婚率の推移（20代男性） 】



資料：国勢調査

【 未婚率の推移（30代男性） 】

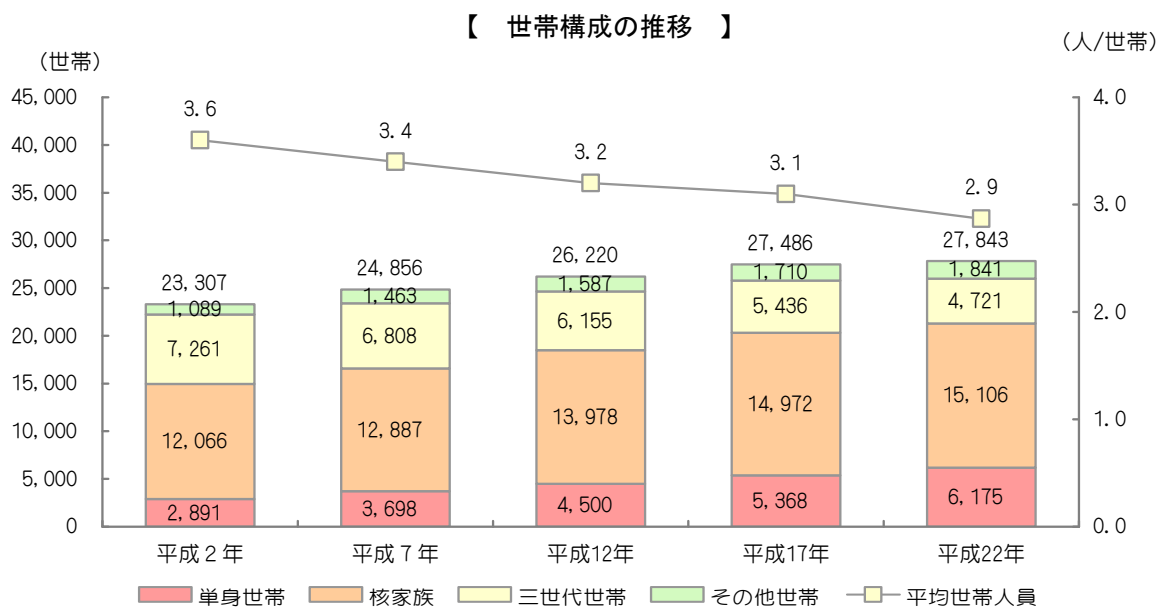


資料：国勢調査

(4) 世帯構成の状況

本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯が最も多く、全体の5割以上を占めています。単身世帯も年々増加し、核家族世帯、単身世帯を合わせると、全体の4分の3以上を占めています。一方で、三世帯世帯については、年々減少傾向となっており、その結果、平均世帯人員が減少しています。

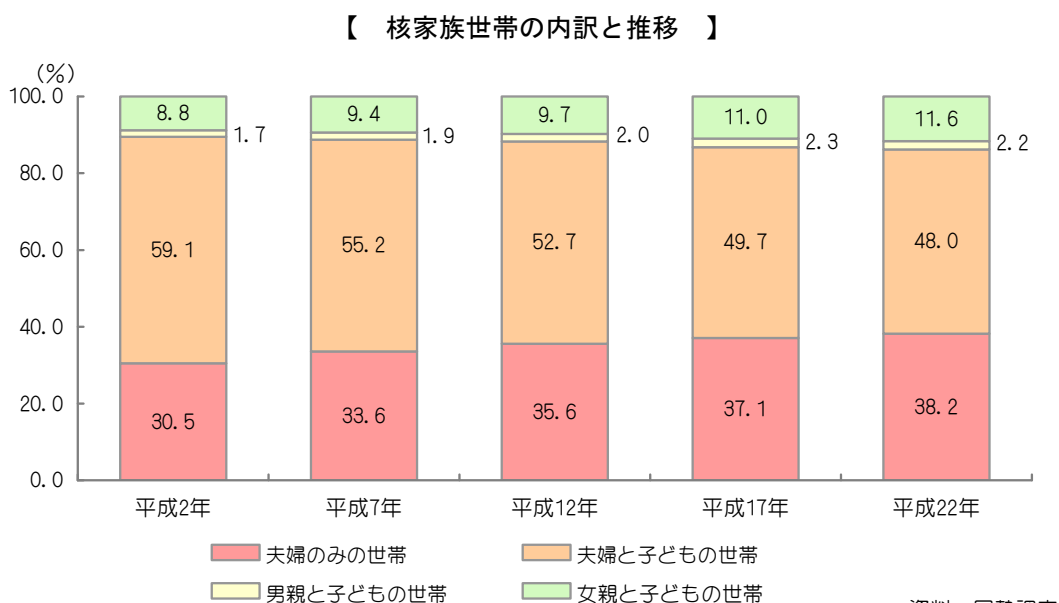
核家族世帯の中でもひとり親世帯の占める割合が増加傾向にあります。



資料：国勢調査

・「その他世帯」…寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、老人ホームなど社会福祉施設の入所者など。

核家族世帯の中でもひとり親世帯の占める割合が増加傾向にあります。



資料：国勢調査

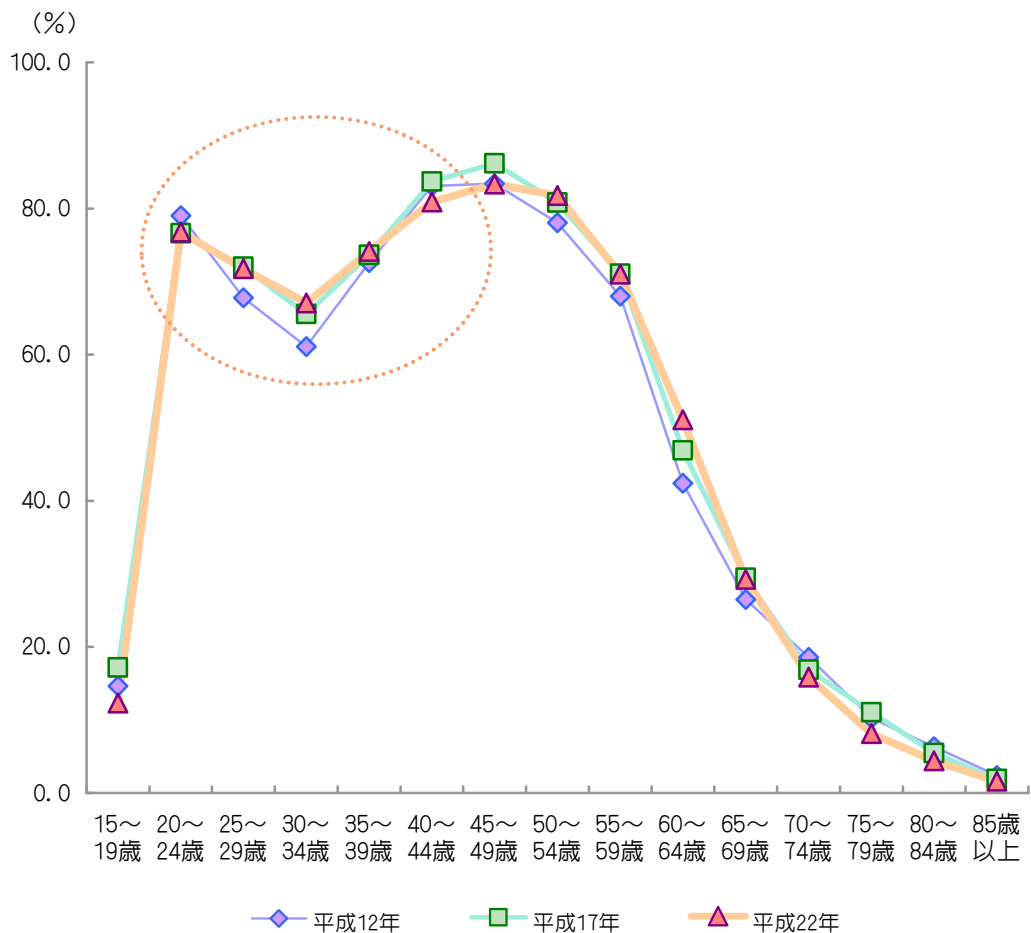
2 女性の就労状況

女性の労働力率（「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合）をみると、出産・育児期にあたる年代で、近年増加がみられています。これは、子育て支援サービスの充実に伴い子育てしながら働きやすい環境が整備されていることによるものか、もしくは、晩婚化・晩産化が影響していることによるものであると推測されます。

(1) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、30～34歳の労働力率は近年上昇し、M字カーブの落ち込みは若干緩やかになっています。

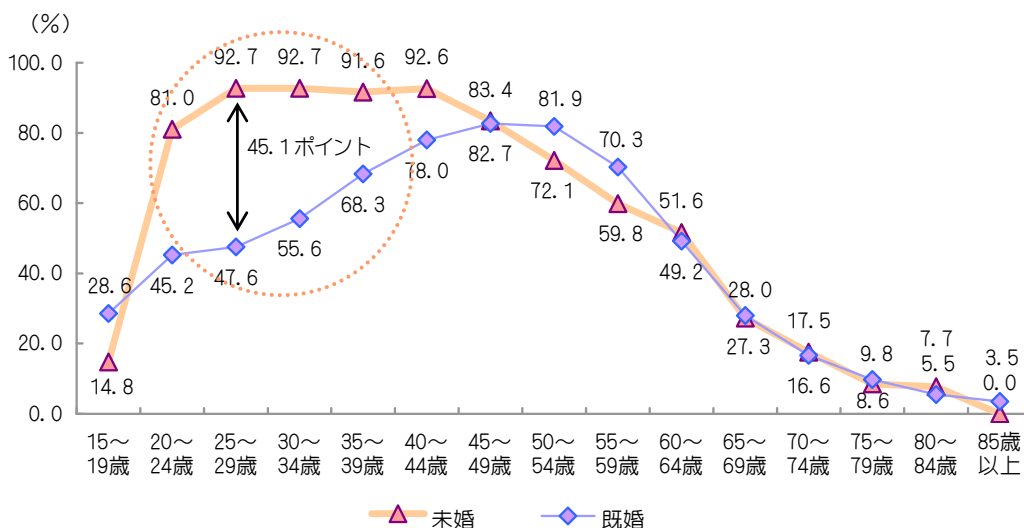
【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳代から30歳代において、20ポイント以上労働力率が高くなっており、特に25～29歳で45.1ポイントの差となっています。

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

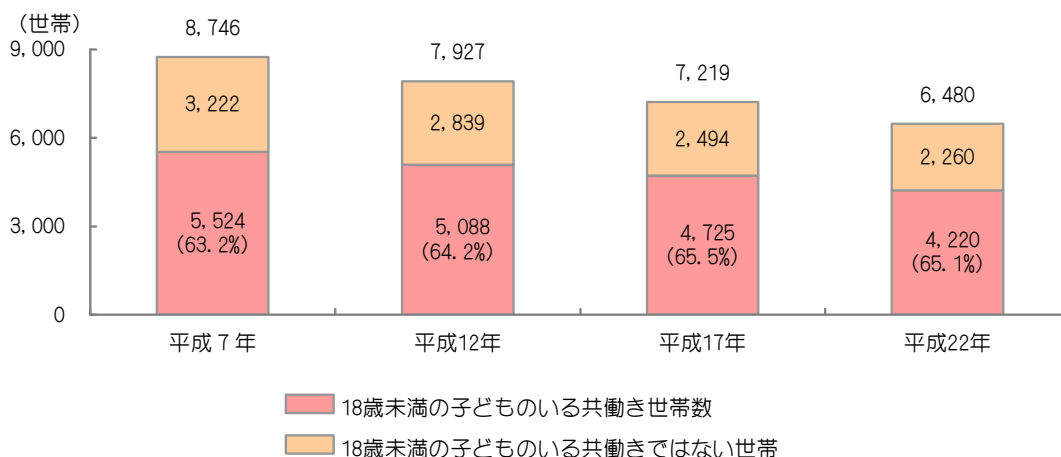


資料：国勢調査

(2) 共働き世帯の状況

本市の18歳未満の子どものいる世帯数は平成7年以降減少を続け、平成22年には6,480世帯と、平成7年に比べ2,266世帯減少していますが、共働き世帯の占める割合は、6割台半ばで推移しています。

【 18歳未満の子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合 】



資料：国勢調査

3 幼稚園・保育園の状況

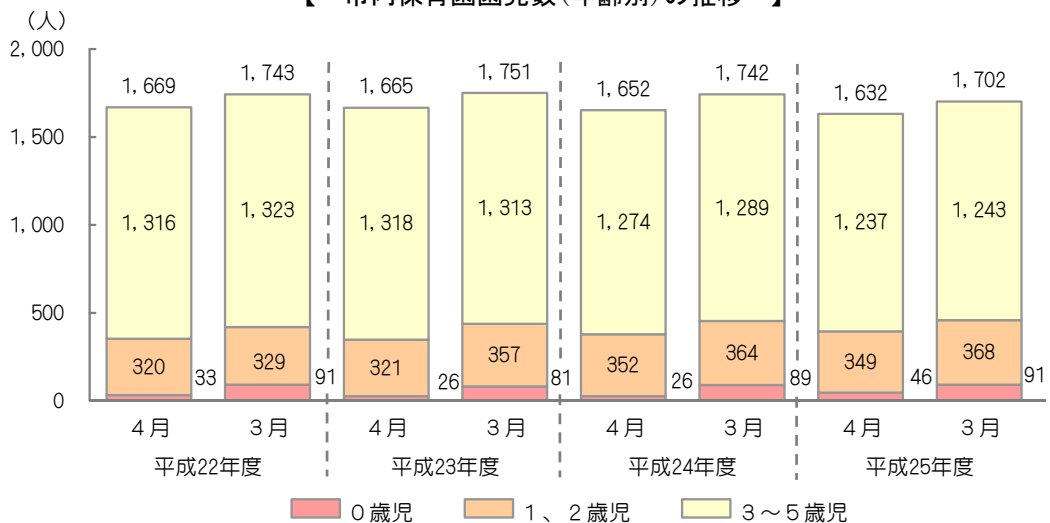
就学前人口の減少に比べ、幼稚園・保育園の在籍者数はほぼ横ばいとなっています。その中でも、保育園においては、近年、年度途中で20人弱まで待機児童が出ており、入園申込みをしても入所できていない児童等がいます。

(1) 幼稚園・保育園入所状況

① 保育園の入所状況

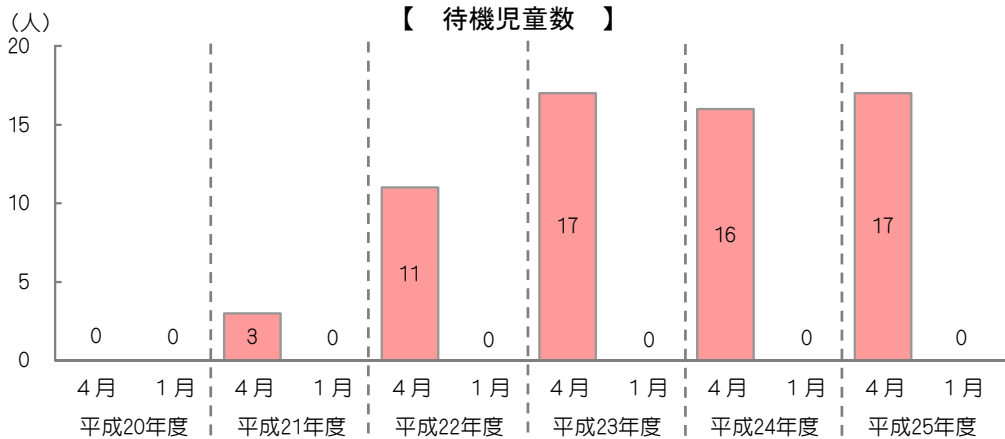
本市の保育園園児数は、全体としては減少傾向がみられます。4月時点の園児数と3月時点の園児数を比較すると、3月時点の園児数が4月時点よりも増加しており、特に0歳児の途中入園が多くなっています。また、待機児童数は年度当初は0となっているものの、平成23年以降は年度途中において20人弱まで増加しています。

【 市内保育園園児数(年齢別)の推移 】



資料：幼児教育課

【 待機児童数 】



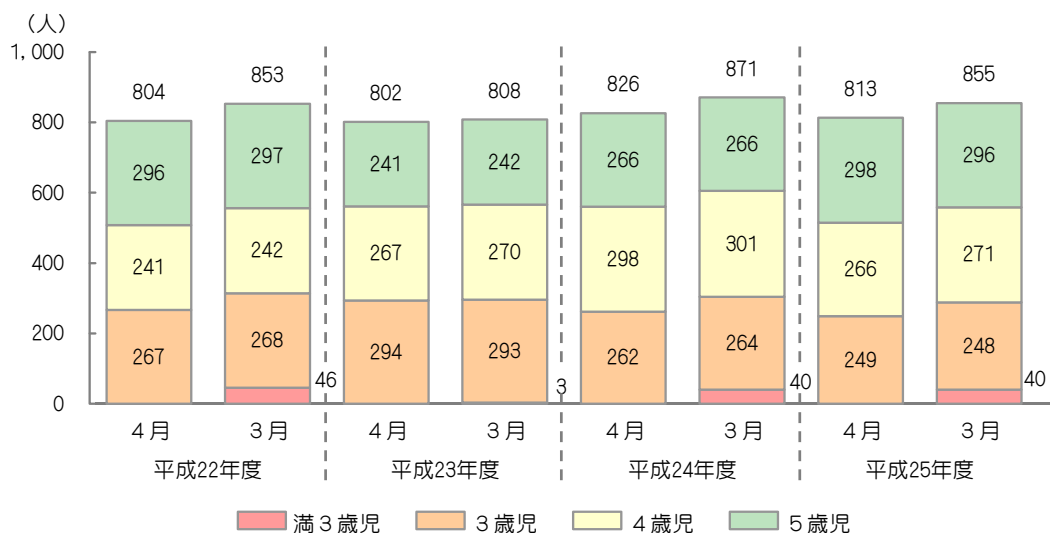
資料：幼児教育課

② 幼稚園の入所状況

本市の幼稚園園児数は、各年度ごとの増減はありますが、ほぼ横ばいの状況であり、各年度とも4月時点では約800人となっています。

また、年度途中で満3歳児が入園することから、3月時点での園児数は4月よりも増加しています。

【 市内幼稚園園児数(年齢別)の推移 】



資料：幼児教育課

4 「中津川市子育てに関するニーズ調査」の結果と分析

「中津川市子育てに関するニーズ調査」の結果から、お子さんと家族の状況を把握するとともに、子育て支援サービス等に対するニーズを分析しました。(Nは有効回答者数)

(1) お子さんをご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

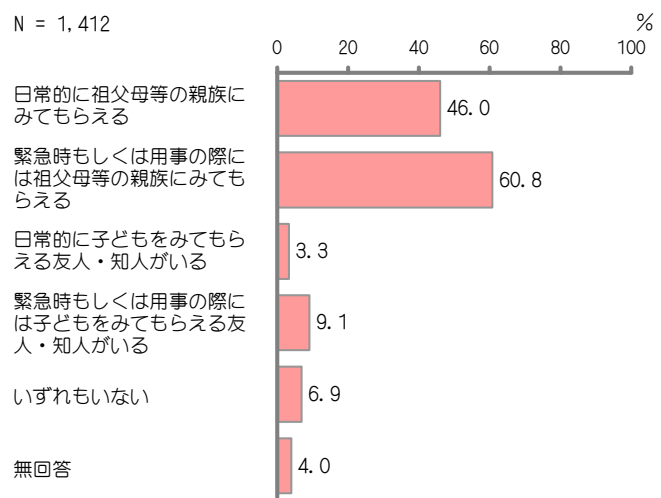
- ・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が46.0%となっています。

- ・「いずれもない」の割合は6.9%とごくわずかになっており、概ねなんらかのサポートが受けられる環境にあることがわかる一方で、「いずれもない」と回答している方に対し、育児の孤立化を防ぐ必要があります。

【就学前児童調査】

(複数回答)

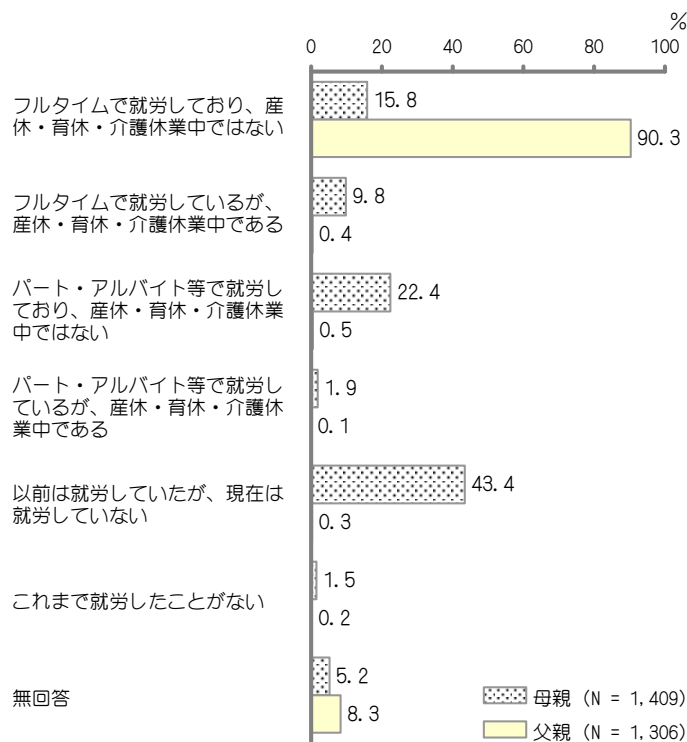
N = 1,412



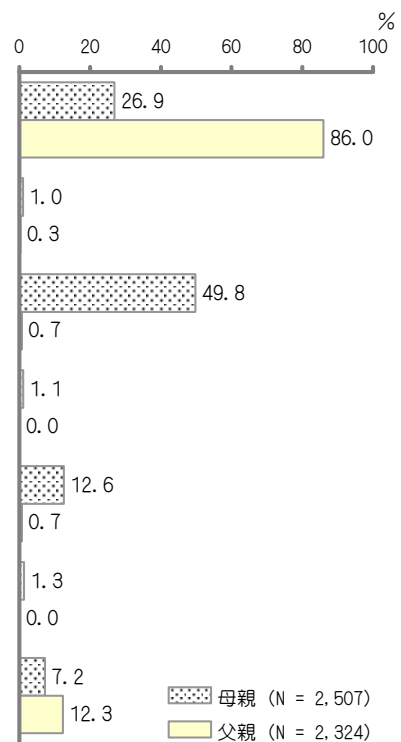
② 母親と父親の就労状況

- ・就学前児童調査において、母親の就労状況をみると「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が43.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.4%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が15.8%となっています。
- ・就学前児童調査において、父親の就労状況をみると「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が90.3%と最も高くなっています。
- ・小学生調査において、母親の就労状況をみると「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が49.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が12.6%となっています。
- ・小学生調査において、父親の就労状況をみると「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が86.0%と最も高くなっています。
- ・就学前児童の母は就労していないと答えた人が43.4%ですが、小学生になるとフルタイム及びパート・アルバイト等で就労している人が増えることがわかります。

【就学前児童調査】



【小学生調査】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●●●

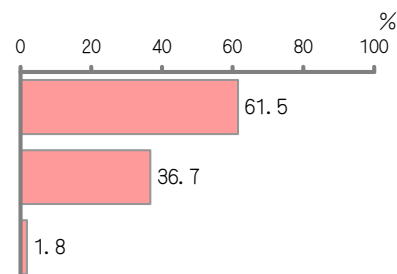
① 平日利用している教育・保育事業

・幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は、全体で61.5%となっています。その内訳は、「保育園」の割合が61.9%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が36.1%となっており、就学前施設の利用状況として、ほぼ幼稚園と保育園が担っていることがわかります。

【就学前児童調査】

N = 1,412

利用している
利用していない
無回答

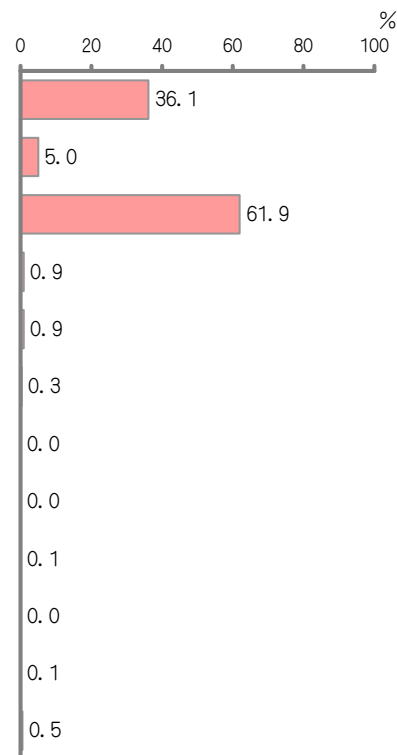


【就学前児童調査】

(複数回答)

N = 868

幼稚園
幼稚園の預かり保育
保育園
事業所内保育施設
その他、託児所などの認可外の保育施設
ファミリー・サポート・センター
認定こども園
家庭的保育
自治体の認証・認定保育施設
居宅訪問型保育
その他
無回答



- ・幼稚園…学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設で、そのうち通常の就園時間の利用
- ・幼稚園の預かり保育…通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ
- ・保育園…保育を必要とする0～5歳児に保育を行う施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの
- ・事業所内保育施設…企業や事業所が主に従業員用に運営する施設
- ・ファミリー・サポート・センター…地域住民が子どもを預かる事業
- ・認定こども園…幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設
- ・家庭的保育…保育者の家庭等で子どもを保育する事業
- ・自治体の認証・認定保育施設…認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設
- ・居宅訪問型保育…ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業

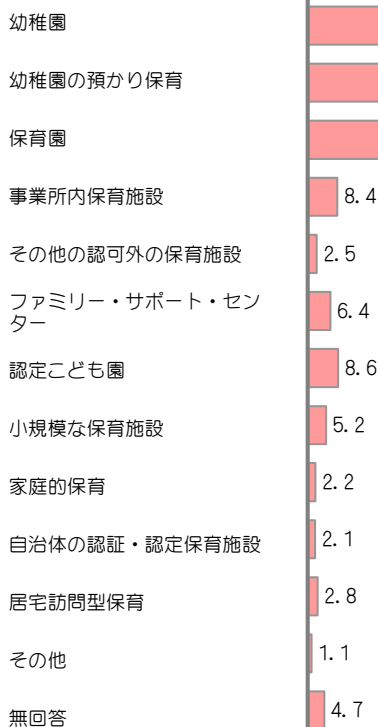
② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用して 【就学前児童調査】

(複数回答)

いないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「保育園」の割合が66.9%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が44.7%、「幼稚園の預かり保育」の割合が23.4%となっており、幼稚園の預かり保育等、多様な保育サービスを活用した就学前の教育・保育環境を提供していくことが重要になってくることがうかがわれます。

N = 1,412



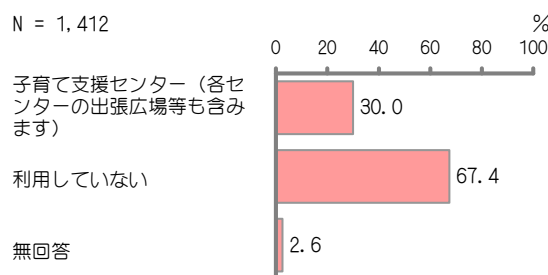
- ・幼稚園…学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設で、そのうち通常の就園時間の利用
- ・幼稚園の預かり保育…通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ
- ・保育園…保育を必要とする0～5歳児に保育を行う施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの
- ・事業所内保育施設…企業や事業所が主に従業員用に運営する施設
- ・ファミリー・サポート・センター…地域住民が子どもを預かる事業
- ・認定こども園…幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設
- ・小規模な保育施設…国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員6～19人のもの
- ・家庭的保育…保育者の家庭等で子どもを保育する事業
- ・自治体の認証・認定保育施設…認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設
- ・居宅訪問型保育…ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況 について

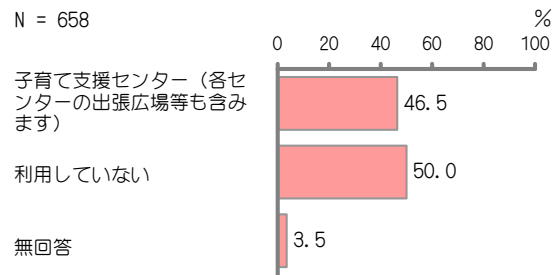
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- ・地域子育て支援拠点事業の利用状況の全体では、「子育て支援センターを利用している」の割合が30.0%、「利用していない」の割合が67.4%となっています。
- ・0～2歳では、「子育て支援センターを利用している」の割合が46.5%、「利用していない」の割合が50.0%となっています。

【就学前児童調査（全体）】



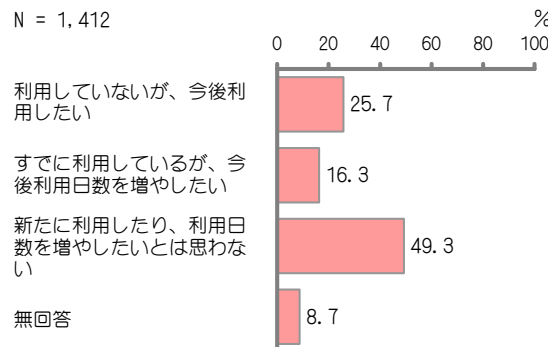
【就学前児童調査（0～2歳）】



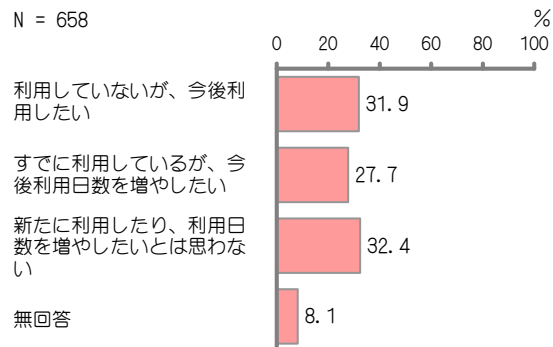
② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- ・地域子育て支援拠点事業を利用したいかについて、0～2歳では、「利用していないが今後利用したい」の割合が31.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が27.7%となっており、潜在的なニーズの高さがわかります。このため、子育て支援センターの充実を図るとともに、事業の周知が必要であると考えられます。

【就学前児童調査（全体）】



【就学前児童調査（0～2歳）】

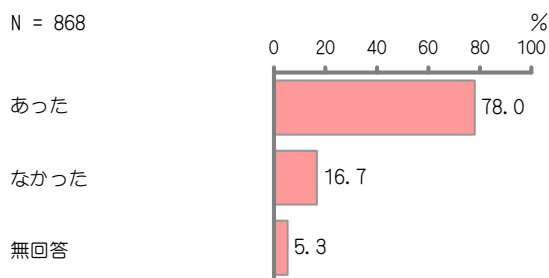


(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

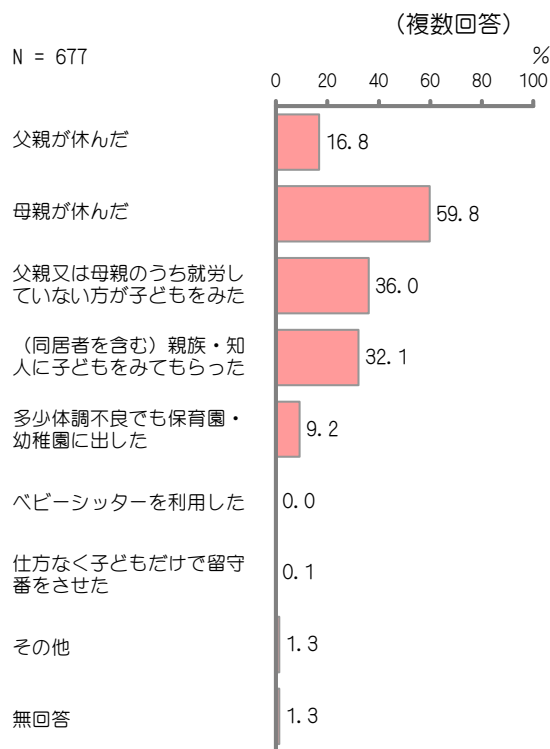
① 病気やケガで通常の事業（幼稚園や保育園等）が利用できなかったこと、その主な対処方法

- 1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、「あった」の割合が78.0%、「なかった」の割合が16.7%となっています。
- 1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した方のうち、その対処方法は、「母親が休んだ」の割合が59.8%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」、「親族・知人に子どもをみてもらった」となっています。
- 母親、父親が休んだ人の中で、できれば病児・病後児保育施設等を利用したい人の割合は、37.7%となっています。
- このことから、子どもが病気やケガで通常の事業を利用できない時でも、子どもにとって親族・知人等で何らかの支援が受けられる環境にある一方で、半数以上が母親が仕事を休むことで対処しており、病児・病後児保育施設に対する希望も潜在的に見られることから、仕事と子育ての両立を図るための環境の整備が求められます。

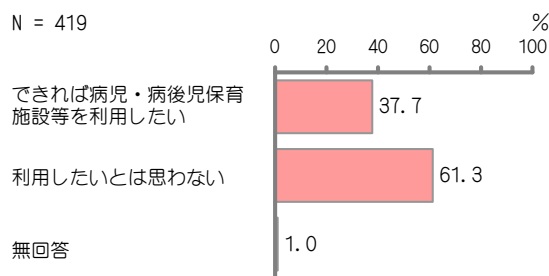
【1年間に病気やケガで通常の事業が利用できない時があるか・就学前児童調査】



【1年間に病気やケガで通常の事業が利用できない時の対処方法・就学前児童調査】



【母親、父親が休んだ人の中で、病児・病後児保育施設等の利用希望・就学前児童調査】



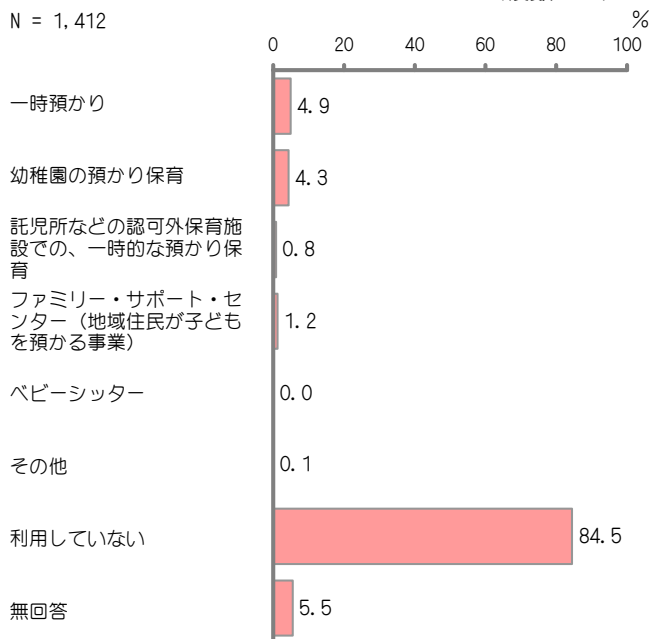
② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が84.5%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

N = 1,412

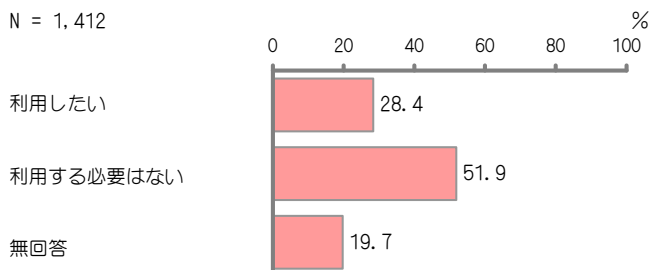
(複数回答)



- 利用希望については、「利用したい」の割合が28.4%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,412

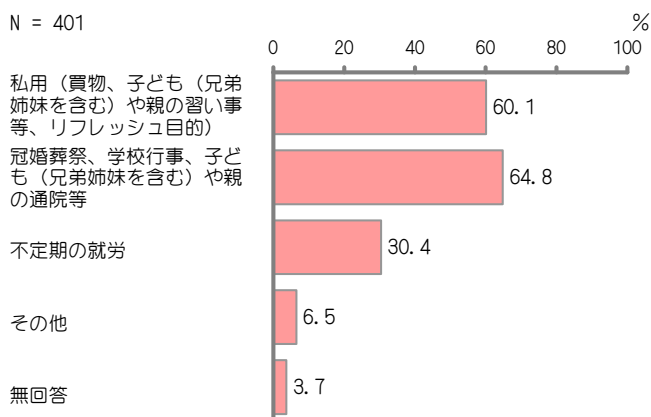


- このことから、現状利用はごくわずかであるものの、利用目的で「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」の割合が64.8%と最も高く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等、リフレッシュ目的）」の割合が60.1%となっていることから、すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、きめ細かな子育て支援サービスを提供することが求められます。

【就学前児童調査】

N = 401

(複数回答)



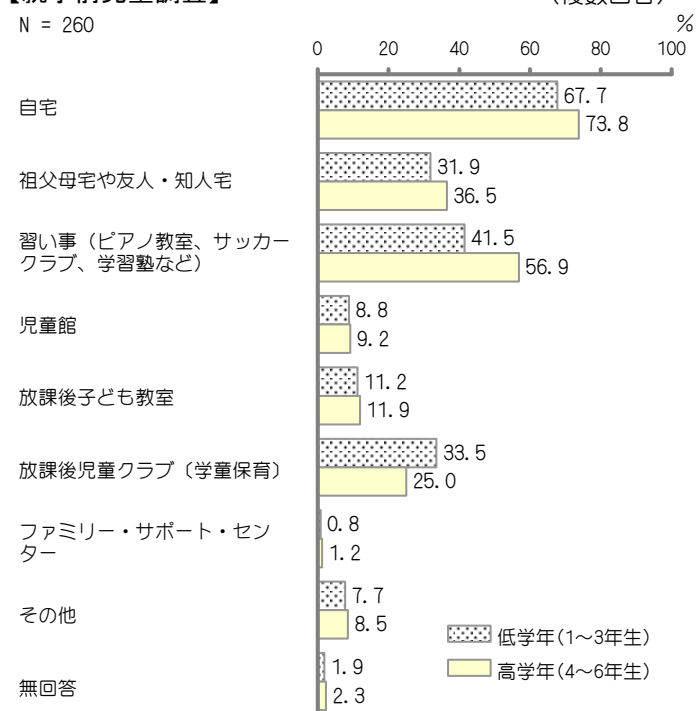
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

- ・就学前児童調査では、小学校にあがってからの放課後の過ごし方については、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」の割合が67.7%と最も高く、次いで「習い事」の割合が41.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が33.5%となっています。
- ・一方で、小学校高学年（4～6年生）になると、「自宅」、「習い事」の割合がともに小学生低学年に比べ高くなり、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が25.0%と低くなっています。

【就学前児童調査】

N = 260

(複数回答)



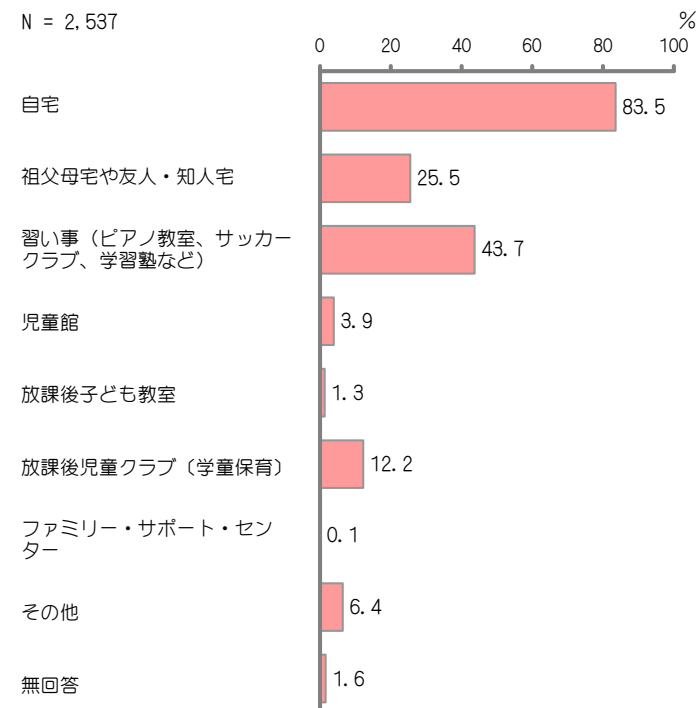
- ・小学生調査では、「自宅」の割合が83.5%と最も高く、次いで「習い事」の割合が43.7%となっています。「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合については、12.2%と低くなっています。

【小学生調査】

N = 2,537

(複数回答)

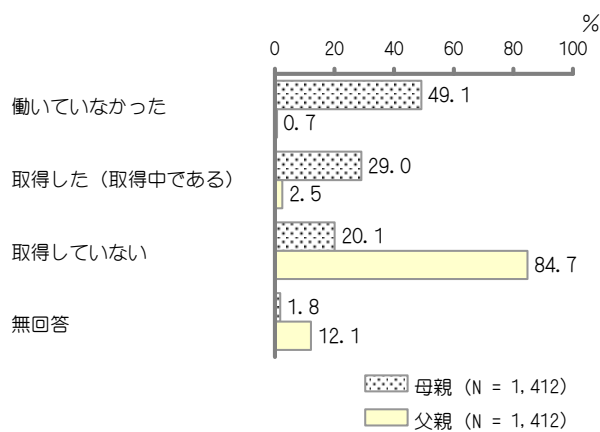
- ・これらのことから、子どもの学力や社会性を育むために、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行う必要があります。
- ・「放課後児童クラブ〔学童保育〕」に対するニーズについては、すでに小学校にあがっているニーズに比べ、小学校にあがる前のニーズが高くなっており、潜在的なニーズの高さがわかります。



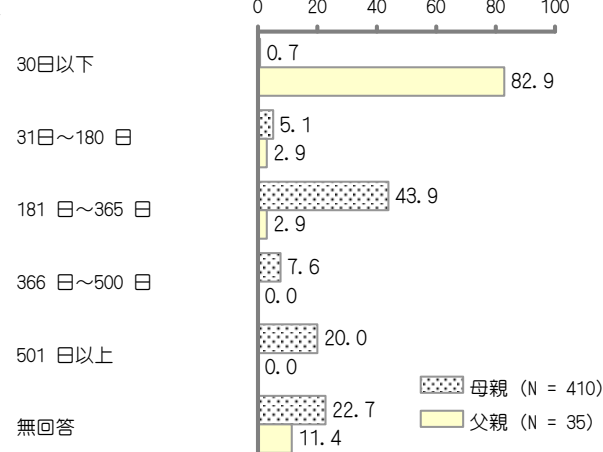
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

- 育児休業を「取得した（取得中である）」について、母親は29.0%、父親は2.5%となっています。
- 育児休業の取得日数について、母親では、「181日～365日」の割合が43.9%と最も高く、次いで「501日以上」の割合が20.0%となっています。
父親では、「30日以下」の割合が82.9%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



- 母親の取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が47.5%と最も高く突出しています。
父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が35.4%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が29.0%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が25.8%となっています。
- これらのことから、企業も含めた仕事と子育ての両立支援の環境を整える必要があることがわかります。

【就学前児童調査】

(上位選択のみ抜粋・複数回答)

順位	母親		父親	
	項目	割合	項目	割合
1位	子育てや家事に専念するため退職した	47.5%	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	35.4%
2位	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	20.4%	仕事が忙しかった	29.0%
3位	仕事に戻るのが難しそうだった	17.6%	収入減となり、経済的に苦しくなる	25.8%
4位	その他	15.8%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	24.9%
5位	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	14.1%	配偶者が育児休業制度を利用した	20.9%

(7) 子育て全般について

① 子育てに関して日常悩んでいること気になること

• 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて、就学前児童調査、小学生調査ともに、「お子さんのしつけ」の割合が最も高くなっています。

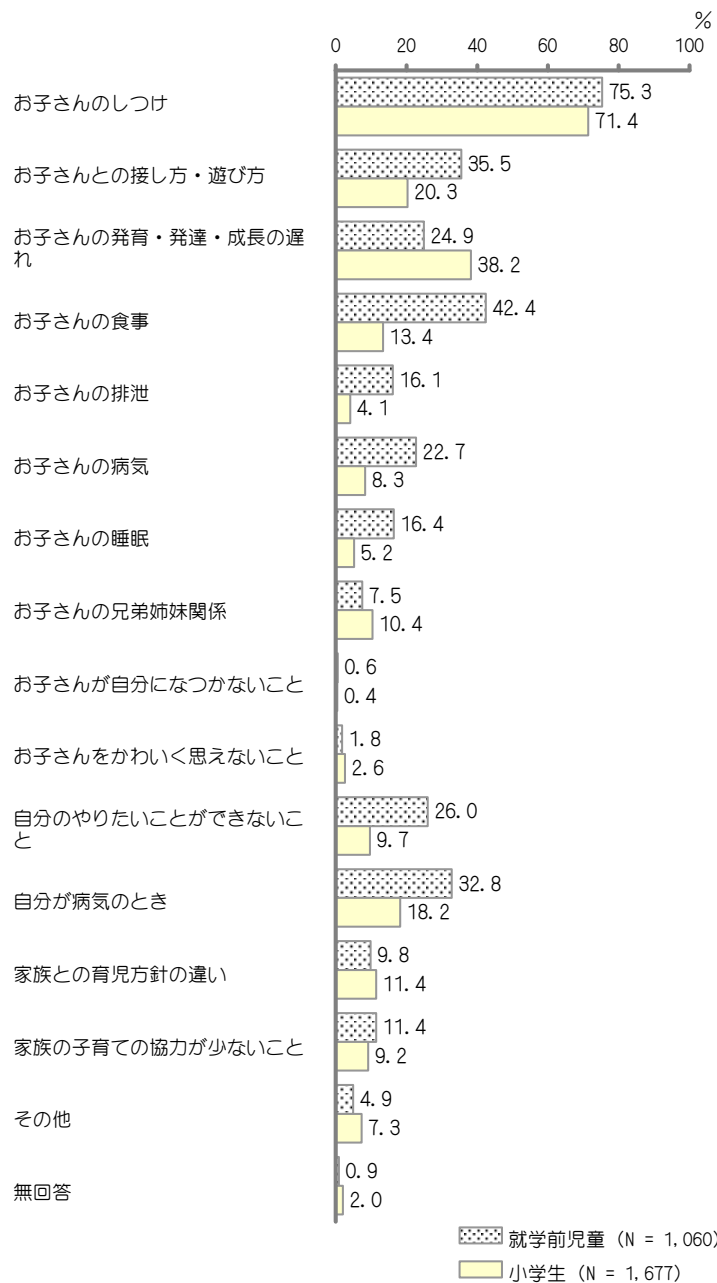
• 就学前児童調査では、次いで「お子さんの食事」、「お子さんとの接し方・遊び方」の割合が高く、小学生調査では、次いで「お子さんの発育・発達・成長の遅れ」、「お子さんとの接し方・遊び方」の割合が高くなっています。

• これらのことから、子育ての悩み・不安を解消するための、子育て相談窓口を充実させる必要があることが分かります。

• 就学前児童調査では、「自分が病気の時」や「自分のやりたいことができないこと」の割合が高くなっている特徴もみられ、保護者の一時的なサポートやリフレッシュできる支援策への潜在的なニーズがうかがわれます。

【就学前児童・小学生調査】

(複数回答)



② 子育て支援施策に期待すること・重要なこと

- 子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、就学前児童調査、小学生調査ともに、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」、「子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所の充実」の割合が高くなっています。
- 就学前児童調査では、次いで「仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実」の割合が、小学生調査では、次いで「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」の割合が高くなっています。

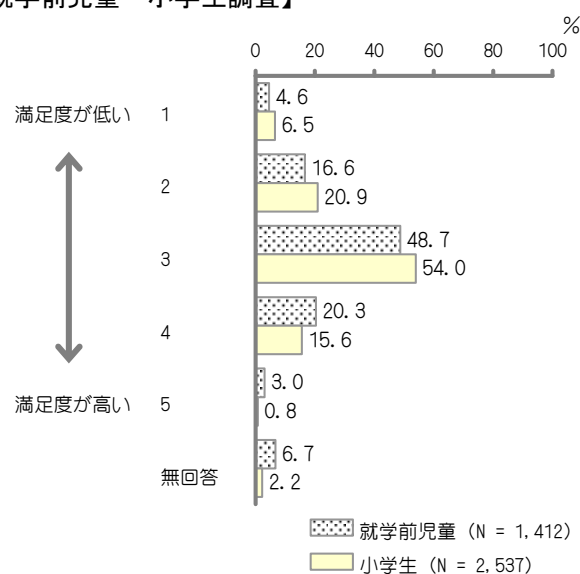
(上位選択のみ抜粋・複数回答)

順位	就学前児童調査		小学生調査	
	項目	割合	項目	割合
1位	安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実	44.8%	安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実	54.3%
2位	子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所の充実	40.7%	子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所の充実	47.4%
3位	仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実	35.2%	犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実	42.6%
4位	子育てに関する相談、情報提供、親同士の交流の場の充実	32.0%	児童虐待やいじめ等に対する対策の充実	34.8%
5位	犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実	27.1%	子どもが主体的に行動できるよう園・学校教育環境の充実	27.1%

③ 中津川市の子育て環境や支援の満足度について

- 満足度について就学前児童調査では、「3」の割合が48.7%と最も高く、次いで「4」の割合が20.3%、「2」の割合が16.6%となっています。
- 小学生調査でも、「3」の割合が54.0%と最も高く、次いで「2」の割合が20.9%、「4」の割合が15.6%となっています。

【就学前児童・小学生調査】



5 中津川市次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉の評価

中津川市次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉のこれまでの取組を引き継ぐため、個別事業単位に設定した指標と目標値について、担当課による評価結果を踏まえ、7項目の基本目標別に本計画で対応すべき課題を明確にしました。

なお、評価については、中津川市次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉の平成25年度評価結果に基づき整理をしました。

※評価内容

- A：目標達成 ⇒目標を達成（完了）した事業
- B：目標一部達成 ⇒目標値に到達しなかった事業
- C：実施準備 ⇒事業の見直しなどによる未実施事業
- D：事業中止など ⇒事業を中止（廃止）した事業

目標全体では152事業のうち、平成25年度のA評価は112事業、達成率は73.6%であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は22.4%（34事業）、C評価は3.3%（5事業）、D評価は0.7%（1事業）となっています。

基本目標1 地元密着型の子育て支援の推進

近年の景気動向、ひとり親の増加など女性の就労の機会が増加するとともに、勤務形態も多様化しています。また、少子化、情報化など家庭や地域を取り巻く環境の変化にともない人々の意識やライフスタイルも変化し、これまでのような地域のつながりが希薄になっていることから、子どもの預かりや支え合いによる子育てを支援してきました。

主な取組として、延長保育や一時預かり事業、また、子育て支援情報ネットワーク事業、こんにちは赤ちゃん事業などを行ってきました。

しかし、ここ数年は年度末に向け、待機児童が発生している状況であり、未満児を中心とした保育ニーズは今後も高まっていくことが見受けられます。

今後は、家庭環境や就労環境の変化により、多様化するニーズに応えられるよう、教育・保育のニーズに対応した提供体制の充実を図るとともに、各種事業の情報提供、情報交換や相談体制の強化が必要です。

基本目標 2 子どもが生まれ健やかに育つための環境整備

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、小児医療の充実と経済支援を推進してきました。

主な取組として、乳幼児健康相談事業や中学校卒業までの乳幼児等福祉医療費の助成など、子どもが健やかに育つための施策に取り組んできました。

子どもが生まれ健やかに成長していくには、小児医療や母子保健の充実など、安心して生み育てやすい環境づくりが求められています。

今後は地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、乳幼児等福祉医療費の助成を始め、妊婦に対する健康診査、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

基本目標 3 子どもが学びたくましく成長する教育環境の整備

幼稚園、保育園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、家庭、園、学校、地域が連携を図り、子どもがよりよい生活習慣・学習習慣を身に付けるための「学力アッププログラム」に取り組んできました。また、豊かな人間性や社会性を培い、確かな学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、生きる力を育む学校教育に取り組んできました。

しかし、核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化などの進展により、子育ての孤立化がすすみ、子育て、教育に対する不安を抱く保護者が増加しています。

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣を見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

今後は家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。

基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備と安全確保

安全安心なまちづくりを行うため、生活道路や通学路の安全を確保し、地域のボランティアによる子どもの見守り活動の推進等に取り組んできました。また、地域と連携する中で、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を行い、子どもたちの自主的な活動の機会や放課後児童の安全安心な居場所の確保に努めてきました。

子どもの放課後の安全安心な居場所に対するニーズは、今後増加することが見込まれ、老朽化などによる施設の整備が求められており、学校の余裕教室の活用などの対策が必要です。

今後は、人口構造や情報化社会の進展など社会環境が大きく変化している中で、家庭・学校・地域・行政等との連携により、社会全体で子育てにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

基本目標5 子育てしやすい家庭や職業環境の整備

核家族や共働き世帯の増加等により、育児休業取得後に保護者がスムーズに社会へ復帰できるよう子育て環境の充実を図り、子育てと仕事の両立が可能となる保育サービスの提供ができるよう努めてきました。また、男性の育児参加の促進や、企業に対してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方に対する理解を求めるためのセミナーの開催などに取り組んできました。

しかし、女性の就労状況は近年上昇傾向にあるものの、出産・育児期に減少し再び増加するM字カーブを描いており、子育てや家事のために職を離れる人が多いのが現状です。

今後は、子育てにやさしい社会づくりに向けた機運の醸成を図るため、従業員の子育てを支援する企業の増加に向けた取組や、父親・母親教室等の保健事業、子育て支援センター事業など、関係各課・機関と連携して、推進のための事業を行っていきます。

基本目標6 援助を要する子どもと家庭への支援

関係機関との連携を密にし、児童虐待を未然に防ぐとともに、児童虐待などのケースに適切に対応する体制を強化してきました。また、心身の発達に遅れのある子どもや障がいのある子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に応じた継続的な支援や、ひとり親家庭をはじめ、すべての子どもの健やかな成長を支援する体制の整備を推進してきました。

また、障がいのある子どもやその保護者への支援については、発達相談室や発達支援センターの機能強化を図る中で、障がい児保育・教育の充実や母子相談の充実などを図ってきました。

発達相談件数は増加傾向にあり、援助を必要とする子どもへの支援の充実が求められています。また、ひとり親家庭も年々増加しており、自立に向けた支援策が必要です。

今後も引き続き、援助を要する子どもと家庭への支援などを実施していきます。

基本目標7 いきいきとした広域のふるさと中津川の創造

産業を振興し、若者の働く場を確保し、定住を促進するとともに、本市に暮らしたいと思える地域文化などの創造に努めてきました。

主な取組として、若者の地元定着の推進や子どものスポーツ活動支援、国内交流事業などを行ってきました。

核家族の増加や地域のつながりが希薄になる中、三世代交流や地域行事への参加などを通じて伝統文化や歴史にふれることにより、地域が一体となって子どもの育ちを支えることが、ますます重要となっています。

今後も地域の交流の場を作り、賑わいのあるまちづくりをしていきます。

6 中津川市の子ども・子育てを取り巻く現状と次世代育成支援対策行動計画の評価及びニーズ調査からみられる課題

本市の人口は、平成31年には平成25年比で、65歳以上が約1,200人増加するのに対し、15～64歳が約4,400人、0～14歳の子どもは1,050人程度それぞれ減少すると見られ、一層の少子高齢化が進行すると予測しています。

近年、保育ニーズの高まりにより、年度途中において保育所待機児童が生じていることを踏まえ、共働き家庭やひとり親家庭の増加や保育サービスの利用要件の緩和に伴い増大する保育ニーズに応えることが求められるとともに、家庭や地域における子育て機能の低下や親の孤独感、不安感の増大といった問題への対策を充実することが必要です。

一方で、今後、子どもの数は着実に減少し、この計画の期間中に保育サービスに対するニーズ量も減少していくと見込まれることから、保育施設の整備、保育サービス事業の確保に際しては、既存施設の有効利用や保育士の適正配置を図りつつ、中長期の視点で需給バランスを見極めながら計画的に進めることが重要です。

中津川市次世代育成支援対策行動計画を策定して、10年にわたり様々な子育て支援策を講じてきましたが、子育てに関するニーズ調査から子育てに関する不安などが増大していることがわかります。地域全体で子育て家庭を支え、安心して生み育てることができるように子育て支援の一層の充実を図る必要があります。また、子育てに関する不安を解消するために相談窓口の充実などに取り組みます。

今後、保護者の就労形態、家族形態の変化に伴い増加する保育ニーズを的確に捉えて、保育所待機児童の解消に取り組むとともに、在宅の子育て世帯に対する支援や保育・子育て支援サービス等に関する相談事業、一時預かり・病児保育など多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実などの施策を着実に進めていく必要があります。

また、障がいの種別を問わず発達に支援が必要な子どもやその保護者に必要な支援を適時、継続して提供できる仕組みを構築していく必要があります。

児童虐待や子どものいじめ問題等についても、より注意深く実態を把握し、学校、家庭、地域と行政、関係機関が一体となって対処することが求められます。

今後も引き続き、男女が共に参画する社会、仕事と生活の調和がとれた社会を実現していくために、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を深め、市民、事業者、行政が協力しながら取り組む環境づくりに努めていく必要があります。

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

**安心、優しさの中で心豊かな親子を育み
かがやく未来へ進みつづける中津川**



子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、安心、優しさの中で、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として親同士のつながりをつくりながら成長し、心豊かな親子を育むことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産であるといえます。

次代を担う子どもの健全育成は、保護者の力だけでなく、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら図られるべきです。

子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、かがやく未来へ進み続ける中津川市が実現できるよう、子育て支援の施策を推進します。

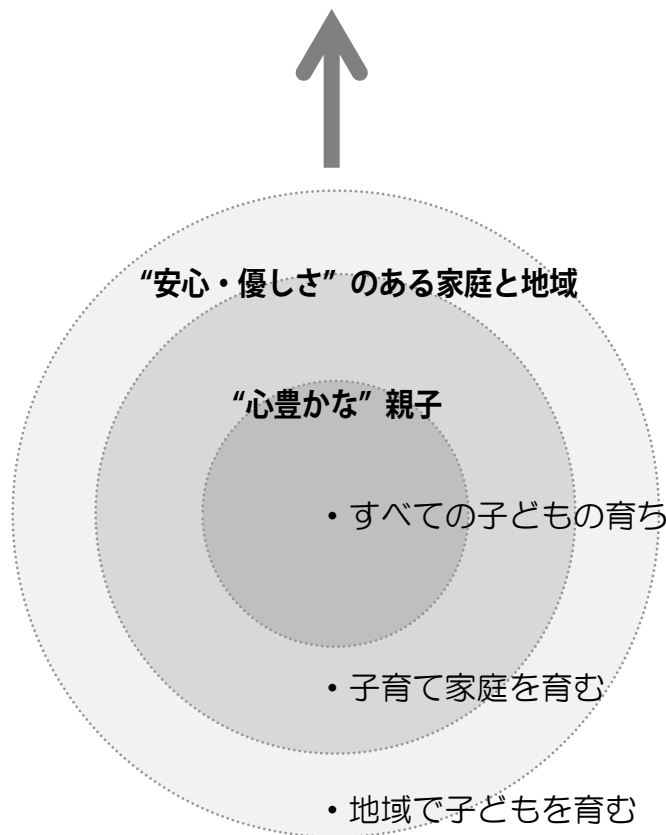
2 基本的な視点（大切にしたい3つの視点）

これまでに取り組んできた子ども・子育て支援に関する事業等を引き続き推進し、だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子ども自身が健やかに育っていける社会を築いていくためには、行政だけではなく、家庭や地域など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいかなければなりません。

本計画では、以下の3つの基本的な視点を掲げ、それぞれの施策に取り組んでいきます。

かがやく未来へ進みつづける中津川（なかつっ子）

……… 大切にしたい3つの視点



【すべての子どもの育ちの視点】

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

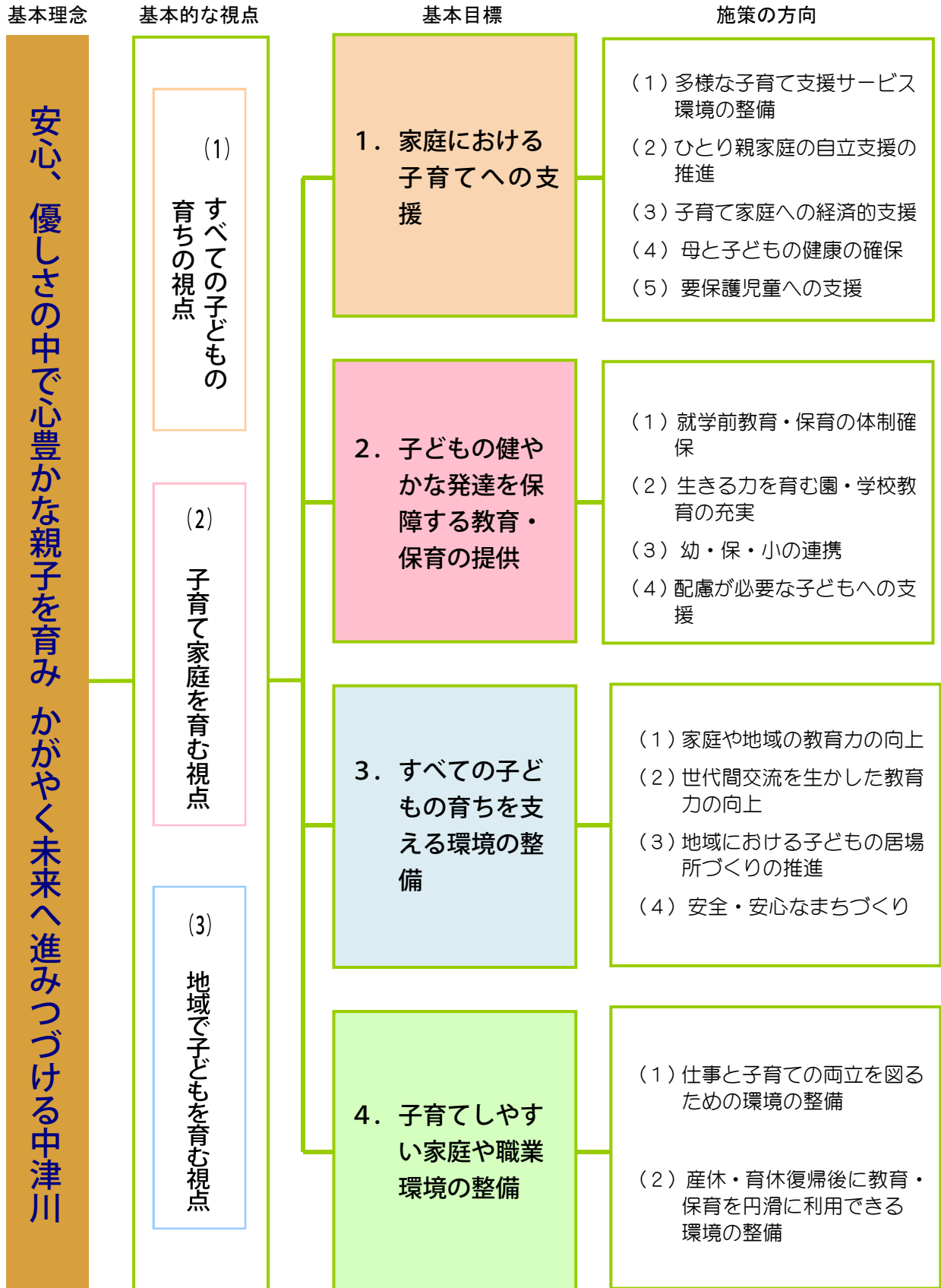
【子育て家庭を育む視点】

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。そのため、保護者としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

【地域で子どもを育む視点】

子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるよう仕組みづくりに取り組めます。

3 施策の体系



基本理念『安心、優しさの中で心豊かな親子を育みかがやく未来へ進みつづける中津川』の実現に向け、4つの基本目標の実現に向けて、15の施策の方向に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての様々な課題の解決に向けて、4つの基本目標を設定しています。 ※第3章参照
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標を実現するための15の施策の方向を設定しています。 施策の方向別に本市の方向性を示しています。
個別事業	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、市が取り組むべき役割を示しています。 個別事業には、重点事業と推進事業を位置づけています。 子ども・子育て支援法で法定化された事業や、市単独事業として、この5年間で重点的に推進していく事業を重点事業としています。 施策・事業別に担当課と方向性を示しています。 各基本施策の表における★印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

■ 現状と課題

本市の就学前の保護者に対するニーズ調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて、「お子さんのしつけ」の割合が75.3%と最も高く、次いで「お子さんの食事」の割合が42.4%、「お子さんとの接し方・遊び方」の割合が35.5%となっています。

また、少数ではありますが、子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所がないとの回答もあり、子育ての孤立化の現状が見受けられます。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を一人で抱え込むことがないよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、適切な助言や公的なサービスを受け、気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域での様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが求められています。

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担が増大しており、国調査では平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態とされています。

母子家庭での経済的な問題や、父子家庭における家事や子育てに不慣れなことによる問題などを抱えているケースが少なくありません。

今後も子育て家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、子育てに対する生活支援、就労支援、経済的支援等とともに、社会のあらゆる資源が協働し、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりが求められます。

■ 今後の取組

すべての子育て世帯が妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、適切な助言や公的なサービスを受けることができるようにし、親子同士の交流を通し気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域での様々な世代の人々が親子を応援できる環境づくりを推進します。

施策の方向 1 多様な子育て支援サービス環境の整備

様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

また、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者や地域の人々が参画・支援する仕組みづくりを推進します。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
子育て支援情報ネットワーク事業	子育て支援情報ネットワーク(子育てマイページ)を活用し、子育て関連情報などを提供することにより、市民がインターネット・スマートフォン・携帯電話等を利用して手軽に情報収集や子育て相談等ができるようにシステムを充実します。	子育て政策室	登録率 (出生数に対する割合)	90%	95%
★利用者支援事業	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、子育て家庭が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を選択し、円滑に利用できるよう「情報集約・提供」「相談」「利用者支援・援助」及び関係機関との「連絡調整」「連携・協働」の体制づくりを行います。	子育て政策室	設置箇所	0箇所	1箇所

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
安心子育てガイドの作成	子育てに関する様々な施策や情報を冊子にまとめ、母子健康手帳の公布時や各種窓口で配布し、情報提供を行います。	子育て政策室	継続
民生児童委員・主任児童委員による支援	民生児童委員・主任児童委員による子育てや生活に関する相談と支援活動を実施します。	福祉相談室	継続
幼稚園・保育園における子育て支援の充実	未就園児親子(0～2歳)を園に招き、在園児との交流や親への情報提供、子育て相談などの支援を行います。	幼児教育課	継続
子育てボランティア支援	子育て支援団体、読み聞かせサークルなどの各種ボランティア団体への支援を行います。	生涯学習スポーツ課	継続
★ファミリー・サポート・センターの充実	サポートセンターに登録している、育児への支援が必要な利用会員と育児の支援を行うサポート会員が互助活動を実施しています。サポート会員のスキルアップのための講習や広報、HP等による事業周知により充実に努めていきます。	子育て政策室	拡充

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
★ 養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業により養育支援が必要であると判断される家庭を保健師、家庭児童相談員が訪問し、養育に関する相談支援を行います。	健康医療課 福祉相談室	継続
にぎわいプラザ3階世代間交流フロアの運営	安心して楽しく子育てができるよう、子育て中の親子がいつでも気軽に集える場として、子育て支援センターを開設し、親子交流や、情報交換を行うことができる場を提供します。また、フロアを自由に利用いただけるスペースを設け、子育て親子との交流を図ります。	子育て政策室	継続
★ 地域子育て支援拠点事業の充実	親子に遊びの場、交流の場、子育て情報の提供と相談及び育児支援を子育て支援センターで行います。地域施設や保育園など身近な場所での出張ひろばの実施や既存施設の活用による、新たな拠点の開設など、充実を図ります。	子育て政策室	拡充
子ども相談・支援事業	相談窓口の担当部局と連携しながらワンストップ化のシステムを構築します。	発達相談室	新規

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
ひとり親家庭の相談支援	ひとり親家庭の相談、就業支援のための講座受講料の一部支給、資格取得に必要な職業訓練費用の負担軽減などにより、自立を支援します。	福祉相談室	ひとり親世帯に対する相談割合	27%	30%

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
児童扶養手当の支給	離婚・死別などでひとり親となった世帯や父または母が重度の障がいを持つ世帯の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を目的として支給します。	障害援護課	継続
ひとり親家庭福祉医療費の助成	ひとり親家庭の経済的不安解消のため、母子・父子世帯等への医療費の自己負担分（保険診療分）を助成します。	障害援護課	継続
母子生活支援施設への入所	施設への入所により、母子家庭の自立支援をします。	福祉相談室	継続

施策の方向3 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生き育てることが困難な状況にならないよう、各種手当等による経済的支援を行います。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
乳幼児等福祉医療費の助成	義務教育修了までの子どもの外来・入院の保険診療に対する医療費の自己負担額を助成します。	障害援護課	実施	実施	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
小中学生教育扶養事業	母子家庭などで経済的に苦慮する家庭に対して、小中学校に通う子どもを対象に給食費、学用品、修学旅行費などの一部を補助します。	福祉相談室 学校教育課	継続
児童手当の支給	家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を目的として児童手当を支給します。	障害援護課	継続
高校生バス通学補助事業	経済的負担の軽減のため、遠距離通学の高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行います。	定住推進課	継続

施策の方向4 母と子どもの健康の確保

安心して出産・子育てができるよう、関係機関との連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、医療法人や関係医療機関との連携を強化しながら、周産期医療に取り組みます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
乳幼児健康相談事業	6か月児相談、1歳児相談、2歳児相談、乳幼児なんでも相談、離乳食教室、運動発達相談、運動栄養相談を行い、子どもの健やかな発達保障や育児不安への支援につなげます。	健康医療課	2歳児相談受診率	93%	95%
産科医療体制充実事業	里帰り出産の受け入れ・分娩制限の解除を行い、分娩体制の一層の充実を図ります。	病院事業部	実施	未実施	実施

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
限られた小児医療資源の有効活用	「出前医療講座」の開催等を通じて適正な受診に対する市民の理解を高める啓発活動を行います。小児医療ニーズに応える医療体制づくりを目指し、地域の医療機関との連携を深める活動を行います。	病院事業部	継続
特定不妊治療費の助成	不妊治療のうち、特に高額である体外受精及び顕微授精について、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課	継続
母子健康手帳交付	母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理や母子保健事業の説明を行います。	健康医療課	継続
パパママ教室	第1子を出産予定の夫婦を対象に、育児や親になるための心構え等の学習を実施します。	健康医療課	継続
妊婦教室	妊娠中の過ごし方、栄養、お産の進み方について学習します。また、同じ出産予定月の妊婦同士の交流の場を提供します。	健康医療課	継続
★ こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育ての相談や子育てに関する情報提供を行い、育児の不安や悩みを解消します。	健康医療課	継続
妊産婦訪問指導	若年等支援が必要な妊産婦に対し、必要に応じて訪問や相談を行うことにより、不安の解消をはかります。	健康医療課	継続
★ 妊婦健康診査	妊娠期の健康診査費用の一部を助成するため、受診票を妊婦1人につき14枚配布します。医療機関に委託し、実施します。	健康医療課	継続
乳幼児健康診査	3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査（歯科健康診査含む）、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査（歯科健康診査含む）を行い、発達・発育状況の確認をし、子どもの健やかな発達保障や育児不安の解消をはかります。	健康医療課	継続
歯科保健事業	歯みがき教室（乳児、幼稚園、保育園、小中学校）を行います。医療機関委託による個別妊婦歯科健診を行います。	健康医療課	継続
感染予防事業	ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎の予防接種を行います。	健康医療課	継続
乳幼児訪問事業	保健師や栄養士による個別訪問（身体計測、発達確認、保健相談、栄養相談）を行います。	健康医療課	継続
あそびの教室	発達を促すための親子あそび、育児指導を行います。	健康医療課	継続
生活習慣病予防教室の実施	学校健診結果について学校教育課・養護教諭と連携し、学校健診後の生活習慣病予防について支援・協力します。	健康医療課 学校教育課	継続
「食育」の推進	生活習慣病予防のための栄養・食生活改善の指導・支援を行います。関係機関と連携し、ライフステージに応じた取組を実施します。	健康医療課 学校教育課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
就学前の「食育」指導の推進	幼稚園・保育園において四季を通じて、作物を育て、収穫して、料理をして食べる活動を通して食育に取り組み、身体や健康づくり、命の大切さ、仲間と協力し合うことを学びます。	幼児教育課	継続
学校給食における「地産地消」の推進	地元の新鮮な野菜や加工品などの農産物を活用した学校給食を提供することにより、学齢期から地産地消について学び、地元の生産者との交流を通じて農産物や農業への理解を深めます。	農業振興課	継続
幼児相談	子どもの障がいや発達のみずみづきを早期に発見し、適切な支援を行うために乳幼児の発達相談を実施します。	発達相談室	継続

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向5 要保護児童への支援

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大するとともに、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、育児不安や児童虐待の軽減を図ります。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
★ 要保護児童・DV防止対策地域協議会活動の実施	児童虐待の防止、早期発見、早期対応など適切に対応するため、子ども相談センター、教育委員会、警察、民生委員等の関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し育児不安や児童虐待の軽減を図ります。	福祉相談室	対象者の危険度改善率	改善 5.6% 悪化 2.4%	改善10% 悪化0%

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
家庭児童相談の実施	家庭児童相談員が児童の養育などに関する相談に応じます。	福祉相談室	継続
いじめ防止対策	中津川市におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年6月）に基づき、関係機関及び団体の連携を図り、いじめ防止対策を推進します。	防災安全課 学校教育課 福祉相談室 生涯学習 スポーツ課 市民課	新規

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

■ 現状と課題

幼児期における教育・保育は、その礎となる時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。本市の幼児期の教育・保育施設は、公立幼稚園が6園、私立幼稚園が4園、公立保育園が17園、私立保育園が7園あり、それぞれの施設が本市の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。

集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要であり、子どもにとって良質な教育・保育の施設として、幼稚園や保育園が核となり、保護者とともに、子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

近年、幼稚園・保育園・学校において発達障がいをもつ子どもたちが増加傾向にあり、従来の3障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障がいを含めた支援のあり方が課題となっています。

障がいや特別なニーズを持つ子どもが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージにあわせて、本市の各分野（保健、福祉、教育、保育等）が総合的かつ一貫して支援する仕組みが求められています。

■ 今後の取組

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員等が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しを持つるようにします。

施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

小学校就学前の子どもたちに質の高いきめ細かな教育・保育を提供するために、民間との協働を進める中で、就学前教育・保育、未満児保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実を図ります。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
★ 教育・保育の充実	幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、民間との連携と役割分担の下で、市民の幼児教育・保育ニーズに応える受入体制を整えて、園児の健全な心身の発達と生活の基礎基本の習得を図ります。	幼児教育課	年度末待機児童数	17人	0人
★ 病児・病後児保育の実施	発熱・嘔吐など、体調に不安のある病児や、急性期を過ぎ状態が安定した病後児等を預かり、保護者の就労支援を行います。開設に向けた研究検討を行います。	子育て政策室	実施箇所数	0箇所	1箇所
学校規模等適正化基本計画の推進	学校の統合や分離、学校区の変更等により学校規模等の改善に取り組み、次代を担う子どもたちのよりよい学校教育の環境づくりをめざします。 地域の実情に即した適正な集団規模を確保し、すべての子どもに等しい幼児教育・保育を提供するため、統廃合・民営化・認定こども園化も視野に入れた公立幼稚園・保育園の適正配置を進めます。	教育企画課 幼児教育課	計画の推進	実施	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
★ 延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化などに対応するため、保育園において午後6時から7時までの延長保育を行います。	幼児教育課	継続
★ 未満児保育の推進	3歳未満児を公立・私立保育園、小規模保育施設等で受け入れます。	幼児教育課	継続
★ 一時預かりの実施	保護者が仕事・傷病・看護・冠婚葬祭等で、一時的に児童を家庭で保育できない事情に対応するため、児童を保育園（さくら保育園、東さくら保育園、坂本さくら保育園、西保育園、高山保育園）で一時預かり児童として受け入れ、保護者を支援します。	幼児教育課	継続
★ 子育て短期支援（ショートステイ）の実施	児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、冠婚葬祭などにより家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等を活用して、宿泊を伴う子育て短期支援事業を実施します。（原則7日以内）	福祉相談室	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
幼稚園の長期休業中の保育の推進	夏休み、冬休み、春休みに預かり保育を実施します。	幼児教育課	継続
幼稚園・保育園・学校施設の整備	学校施設の教育環境の充実を図るため、学校施設長寿命化計画に基づき施設整備を進めます。また、園児の安全安心のため、幼稚園・保育園施設の改修等の整備を進めます。	教育企画課 幼児教育課	継続

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 生きる力を育む園・学校教育の充実

子どもが社会環境の変化にも柔軟に対応し、主体的に生きていくことができるよう、生活・学習の基礎基本の習得と豊かな人間性を培う取組を進めます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
命の教育の充実	中学生に対し、性に関する正しい知識などについて助産師の講話を実施します。 男女の性の違いを知り、男女が互いに尊重しあう態度を身につけます。 乳児と中学生が直接触れ合うことや、園児・児童が小動物に触れ合い愛護する気持ちを育むことで、命の大切さを学びます。	学校教育課 健康医療課 幼児教育課	実施	実施	継続
絆プランの推進	読み聞かせ、親子読書等の読書活動の充実により情緒豊かな心を育み、親子の絆を深めます。	学校教育課 幼児教育課	週に4日以上読み聞かせをしてもらう3~5歳児の割合	86%	90%

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
外部評価を生かした園・学校運営の充実	幼稚園、小中学校において評議員による評価を実施し、PDCAによる保育・教育内容及び学校・園運営の充実を図ります。また、保育園は外部評価の導入を検討します。	幼児教育課 学校教育課	継続
教育課題推進指定校活動の推進	「基礎的・基本的な内容の確実な習得と定着」の徹底と「個性を生かし問題解決能力を重視した教育」の二面から教育を推進します。	学校教育課	継続
子ども自立援助事業	学校不適応傾向の児童生徒の不登校の未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、支援員等の派遣や設置、「あけぼの教室」「かやの木教室」における適応指導教室、校内適応指導教室において復帰のための支援を行います。	学校教育課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
外国語指導助手（ALT）の活用	外国語指導助手を全市立小中学校へ派遣します。	学校教育課	継続
緑化少年団森林林業教育の実施	森林整備等の体験学習を実施することで、森林の働きや大切さを理解するとともに、林業への関心を深めます。	林業振興課	継続
確かな学力のための指導充実	児童生徒の学習向上をめざして、小中学校到達度テストの実施と分析、副読本の整備、教師用指導資料の充実を図ります。	学校教育課	継続

施策の方向3 幼・保・小の連携

子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を保障するために、幼稚園・保育園・小学校の教職員等が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう、連携を推進します。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
幼児教育推進事業	小学校生活のスムーズなスタートのため、幼稚園、保育園、小学校が連携して、学びの連続性を保障するとともに、児童一人ひとりの発達の見通しを共有した質の高い幼児教育・保育を展開して、小学校教育につなげます。	幼児教育課	年間交流回数	職員：2回 園児・児童：2回	職員：3回 園児・児童：3回

施策の方向4 配慮が必要な子どもへの支援

障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かい支援を行っていくため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組を推進します。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
障がいを持つ子への支援の充実	手厚い支援を必要とする幼児が保育園を利用する場合、発達支援センターと保育園が連携するなど、よりよい育ちの支えとなるように支援をします。	幼児教育課	発達支援クラスのある保育園数	2箇所	3箇所

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
発達相談の充実	<p>子どもの成長や発達に不安を持つ保護者や関係者が見通しを持った子育てをすることができるよう相談に応じます。</p> <p>子どもの発達を把握するため、必要に応じ発達検査を実施します。</p> <p>心理士等専門スタッフが園や学校を訪問し、子ども一人ひとりに応じた保育や教育の具体的な手立てを関係者と一緒に考えます。</p> <p>子どもの発達と関わり方についての研修会を実施します。</p>	発達相談室	相談件数 (延べ人数)	1,649人	2,000人
放課後等デイサービスの提供	<p>学校に通う障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活訓練を行う、放課後等デイサービス事業所を市内に確保し、障がい児の自立促進と居場所づくりを行います。</p>	障害援護課 子育て政策室	利用人数	0人	20人/日

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
重度心身障害者福祉医療費の助成	<p>身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者の医療費の自己負担額の助成をします。(所得制限あり)</p>	障害援護課	継続
障がい児教育の充実(就学指導の充実)	<p>医師、学校長などで組織し、心身に障がいをもつ児童、生徒に対し、適切な就学指導を図ります。</p>	学校教育課	継続
特別支援教育の体制確立	<p>小中学校などで、障がいのある児童の一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応できる体制を整えます。</p>	学校教育課	継続
障がい児を育てる親の交流促進	<p>保護者同士が悩みを語り合う機会や、親子で楽しむ会(親子行事)を行う中で、親同士の交流を図ります。</p>	発達支援センター	継続
心身障がい児の子育ての学習促進	<p>学習会等を実施して、保護者が障がいや発達について学び、我が子の障がいを受容し、子育てに生かしていけるよう促します。</p>	発達支援センター	継続
心身障がい児の発達支援事業の充実	<p>発達支援の必要な乳幼児の早期発見により早期療育に繋げ、発達の促進を図り、障がいの軽減及び自立に向けて、通所児と保護者を支援します。</p>	発達支援センター	継続
専門療育スタッフによる指導	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門スタッフによる療育の充実を図ります。</p>	発達支援センター	継続
障害福祉サービスの提供	<p>障がい児(18歳未満)に対して、自宅での介護等を行う居宅介護、日中に一時的に預かる日中一時支援、身体機能を補完する補装具の購入・修理など各種障害福祉サービスを行います。</p>	障害援護課	継続

■ 現状と課題

子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、高度化しており、安心・安全に対するニーズは多岐にわたります。子どもや子ども連れでの行動に不安感を持つことなく子育てができるよう、地域、関係機関との連携を充実させ、安全・安心な体制づくりに努める必要があります。

そして地域では、急速に少子化が進行する一方で、児童虐待等の問題が深刻化しています。子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図る必要があります。

■ 今後の取組

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく環境づくりを推進します。

施策の方向 1 家庭や地域の教育力の向上

子どもの親が親としての自覚を持ち、家庭を学びの場としてとらえ、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
学力アッププログラムの推進	全児童生徒への学力アップシートの配布、保護者に対する学力アッププログラム手引の配布、ホームページによる情報提供を行います。各学校では生活習慣、学習習慣の改善をします。	学校教育課 教育研修所 幼児教育課	早寝早起き 朝ごはん 家庭での 実施率	幼保 80% 小学校 75% 中学校 60%	幼保 85% 小学校 80% 中学校 80%
絵本で子育て事業	乳幼児健診の際に、ブックスタートとして未就学児童の年齢に合わせた適書を紹介し、親子で本にふれあう機会や本との出会いの場を提供することで、本を通して乳幼児期から豊かな心を育てます。	図書館 健康医療課	子ども一人 に対する 実施回数	3ヶ月健診 時に配本と 読み聞かせ	3ヶ月健診・1 歳6ヶ月健診 時に適書紹介 と読み聞かせ

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
子ども会活動の推進	子ども会活動、小学生の交流イベント、小学生を対象としたリーダー育成研修会などを実施します。	生涯学習スポーツ課	継続
青少年健全育成事業の取組み	児童が健やかに育ち、家庭や地域と適切なかかわりがもてるよう、地域での見守りや補導活動、啓発活動などを実施します。 ・少年の主張大会 ・三世代交流 ・有害図書等立ち入り調査 ・青少年悩みごと相談	生涯学習スポーツ課	継続
家庭教育支援事業	家庭教育の充実を図るために、親などに対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供などを推進します。 ・中津川市地域家庭教育推進協議会 ・就学児健診などを活用した子育て講座、思春期子育て講座など ・職場における家庭教育の推進（職場で学ぶ「ワークライフバランスセミナー」） ・子育てサポーター養成講座 ・ノーバディーズパーフェクト講座	生涯学習スポーツ課	継続
家庭教育学級	親同士の仲間作りや親子のふれあい、子育てについて学び合う学級を開催します。 ・未就園児の親を対象（乳幼児学級、子育てサロン など） ・保護者の学びの機会の支援	生涯学習スポーツ課	継続
公民館図書室の活用	乳幼児期から学童期以降も、本に親しめる身近な場所として、公民館図書室の読書環境の整備と充実を進めます。	生涯学習スポーツ課 図書館	継続
公民館まつり等の開催	各種利用団体、サークル、公民館講座生、幼稚園、保育園、小学校、中学校などが一年間の成果を作品展示・ステージ発表を通じ、園児から高齢者までの交流を図ります。	生涯学習スポーツ課	継続
子どもの伝統芸能・文化活動事業	子どもの伝統芸能や芸術文化活動への参加を支援し、伝統芸能や文化活動に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を深めます。	文化振興課	継続
子どものスポーツ活動支援	青少年の健全育成、仲間・絆づくりを目的とした各種スポーツ教室及び各種軽スポーツ大会を開催します。 子どもたちの地域スポーツ活動が活発になるよう、情報の提供や助言など、主にスポーツ少年団の活動を支援します。	生涯学習スポーツ課	継続
総合型地域スポーツクラブ活動支援事業	地域が主体となり設立された総合型地域スポーツクラブの各種事業や教室開催に伴う活動に対し支援します。	生涯学習スポーツ課	継続
国内交流事業	他県の市町において、小学生の派遣並びに受入を通じて、子ども同士の交流を図るとともに、自然、文化などに触れ合います。 ①長崎県対馬市（蛭川） ②神奈川県大磯町（山口） ③名古屋市、豊田市（市内全域）	生涯学習スポーツ課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
国際交流事業	中学生の海外研修、ブラジルレジストロ市との姉妹都市交流を通じて、相互の友好と理解を深めるとともに、国際的な感覚を育むことで、将来を担う子どもたちの幅広い人材育成へとつなげます。	生涯学習 スポーツ課	継続
子どもの夢推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験、他地域の子どもたちとの交流を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。 ・豊かな心と郷土愛を育むため、子ども金メダルを贈呈し「夢と希望」を提供します。 ・全小学校の5年生を対象に「こころのプロジェクト夢教室」を開催し、トップアスリートから「夢」「仲間の大切さ」を学ぶ機会を提供します。 	生涯学習 スポーツ課	継続

施策の方向2 世代間交流を生かした教育力の向上

核家族化の進展や地域とのつながりが希薄になってきているなか、地域の人々や団体の協力を得て異年齢の人たちと子どもたちとの交流を図ることにより、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
児童館・児童センターにおける世代間交流	子育て支援の行事の一つとして老人クラブや地域のボランティア等と子育て親子の交流行事を行います。	子育て政策室	参加人数 (4館計)	622人	700人

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
老人クラブと園児との交流	老人クラブ連合会主催シルバースポーツ大会やシルバー文化祭等において、園児とお年寄りと一緒に競技し、公演会等に参加することにより、ふれあい交流を行います。	高齢支援課	継続
三世代交流の推進	子・親・祖父母が地域行事、教育・保育機関の行事において、昔の遊びや食べ物を通して交流することにより、地域の教育力の向上を目指します。	生涯学習 スポーツ課	継続
地域住民との交流活動の推進	地域の伝統行事、地域行事、老人会行事、作品展出展など、行事に参加することにより、伝統や風習に触れながら交流を図ります。	幼児教育課	継続

施策の方向3 地域における子どもの居場所づくりの推進

学校の空き教室など公共施設の活用等により、放課後の子どもの安全安心な居場所づくりを推進します。また、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、子どもが主体的に活動や学習、遊びができるよう、子どもの居場所づくりを積極的に推進します。なお、平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、以下の取組を推進します。

- ・放課後児童健全育成事業は、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、開設時間の延長、放課後児童支援員（指導員）及び補助員の研修等の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体又は連携して取り組むため、放課後児童支援員（指導員）と放課後子ども教室コーディネーター等関係機関の連携を図るため、協議会を設置し、内容等を検討し、学校施設の一時的利用など、有効活用を図ります。
- ・放課後児童対策の取組を円滑に進められるよう、地域・学校等関係機関と協議し計画的に整備等を行います。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
★ 放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場として、放課後児童クラブを実施します。 ・小学校の余裕教室等で実施できるように、関係機関と協議検討し、実施に向け支援を行います。 ・地域の実情に応じた開所時間の延長ができるよう、支援を行います。 	子育て政策室	実施箇所数	17カ所	19カ所
放課後子ども総合プランの推進	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を目指します。	子育て政策室	一体型箇所数	0箇所	2箇所

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区内の子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設けるとともに、地域が自主的に運営する教室の支援を行います。 ・放課後児童クラブとの連携や一体型の実施等、学校・地域・家庭が連携した総合的な放課後対策の検討を行います。 ・開催を希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて地域との協議を行います。 	生涯学習スポーツ課	継続
児童館・児童センターの運営	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童センター（2館）児童館（2館）に児童厚生員を配置し運営します。	子育て政策室	継続

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 4 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指すとともに、子どもを交通事故や犯罪から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故や犯罪に巻き込まれないための対策を推進します。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
スマートフォン・携帯電話・パソコンなどの情報モラルの啓発	情報教育、道徳教育において、よりよい人間関係を築いていくことや、犯罪等に巻き込まれないために、必要な知識とモラルを身につけるよう働きかけます。	防災安全課 学校教育課	保護者への啓発と児童生徒への講話の実施	70%	100% (全校)
子どもの安全を守るパトロール隊（地域安全ボランティア団体）の推進	子どもたちの安全を守るため、地域でパトロール隊を組織し、学校と連携して子どもたちの登下校を見守ります。また、登下校中の声掛けなどから地域の人と子ども達のふれあいの場とすることを目的とします。	防災安全課 学校教育課	登録団体数	一般 65団体	一般 70団体

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
交通安全教室の開催	幼稚園、保育園、小中学校での交通安全教室を開催します。	防災安全課	継続
都市内公園などの安全強化	公園の施設点検と維持管理を行うことで、施設の安全性の向上を図り、誰もが安心して憩うことができる公園を提供します。	建設課	継続
防犯ブザーの配布	通学等の安全確保のため新入学及び転入児童全員へ防犯ブザーを配布します。	教育企画課	継続
子どもの安全を守る家の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子どもの安全を守る家」（子ども110番の家）の指定を推進します。	学校教育課 防災安全課	継続
不審者対応教室の開催	連れ去り防止や不審者対応の訓練を実施し、不審者などからの事件・事故などを未然に防ぐ心構えや体制づくりを推進します。	学校教育課 防災安全課	継続

■ 現状と課題

本市の就学前の保護者に対するニーズ調査から、「お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか」という問いにおいて、「取得した」と回答があったのは、母親で 29.0%、父親で 2.5%となっています。

労働者の働き方は正規雇用と非正規雇用の「働き方の二極化」や、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況等、課題があります。

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発が求められています。

■ 今後の取組

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るために多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりについて、企業等への周知を推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取組を推進します。

施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの理解と支援が重要になります。仕事と子育ての両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や市民、事業所に対する意識啓発を進めていきます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
企業の意識向上の推進	中小企業に対し、事業所訪問などにより、PRを行い従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業所を増やします。	子育て政策室 工業振興課 生涯学習スポーツ課	岐阜県子育て支援企業登録数	47社	60社

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
市民の意識向上	男女の性の違いにとらわれない意識の醸成や、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるため、広報紙・ホームページなどを活用した情報の提供や学習会等を開催します。	市民協働課	継続
勤労者総合支援センター（ワーカーサポートセンター）の充実	勤労者が充実した職業人生を送り、安心して暮らし続けられるため、困っていることや生活改善などに関する各種相談及び各種セミナー・講習会の開催、人材活用の支援などを行い、勤労者を総合的に支援します。	工業振興課	継続
子どもを増やす事業	子育て支援サービスや働き方、出産・育児等の課題について研究し、集約した情報発信を行います。	定住推進課	新規
子育てママ再就職支援事業	子育て中の母親の再就職に向け、「まちなかステーションねこのて」などを活用し就職情報の提供を行います。	子育て政策室	継続

施策の方向 2 産休・育休復帰後に教育・保育を円滑に利用できる環境の整備

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実は不可欠であることから、未満児保育をはじめとした、教育・保育体制の充実を図り、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設が利用できるよう、情報提供を行います。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	25年度実績	31年度目標
★ 教育・保育の充実（再掲）	幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、民間との連携と役割分担の下で、市民の幼児教育・保育ニーズに応える受入体制を整えて、園児の健全な心身の発達と生活の基礎基本の習得を図ります。	幼児教育課	年度末待機児童数	17人	0人
★ 利用者支援事業（再掲）	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、子育て家庭が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を選択し、円滑に利用できるよう「情報集約・提供」「相談」「利用者支援・援助」及び関係機関との「連絡調整」「連携・協働」の体制づくりを行います。	子育て政策室	設置箇所	0箇所	1箇所

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

見込みと確保方策

1 教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための



施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

本市の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業については、中心市街地の施設は周辺部の各地域からの利用があることや、周辺部の施設においても地域間での利用があるため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は全市1つとして設定します。ただし、確保方策については、地理的条件、人口・交通事情その他社会的条件などを考慮した上ですすめていきます。

区域設定に係る中津川市における各種条件

■各種条件

- 地理的条件 • • 市域は南北に約 49km、東西に 28km と広大であり、中心部までの距離、山間地域特有の高低差がある地形となっている。加子母、阿木、蛭川では下呂市、恵那市に隣接していることから、中津川市内での就労や生活物資の購入等に加え、隣接市における就労等も想定される。
- 人口 • • 全域に分布はあるが、人口減少の傾向にある。特に山間地域では、少子高齢化が進んでいる。
- 交通事情 • • 南北に国道 19 号線、257 号線が中心部への導線となっており中心部から最も遠い地域では車で 50 分ほど要する。このような地理的要因によって移動には自家用車の利用が多い。鉄道では名古屋から松本を結ぶ路線の岐阜県最東端の中核的な駅となっている。
- 社会的条件 • • 平成 17 年 2 月に中津川市と旧恵北地域及び山口村において市町村合併を行い現在の中津川市になったが、合併以前から各地域の生活の拠点として、工業団地を中心とした就労、高等学校等への就学等旧中津川市中心部への移動の状況がある。
- 教育・保育施設の整備状況 • • 市街地周辺部には、公立・私立の幼稚園・保育園が設置されているのに対して周辺部では、幼稚園又は保育園のいずれかの設置となっており、特に未満児保育の受け入れは一部の施設のみとなっている。また、少子化の進展により、適正なクラス規模が保たれていない園(地域)も発生している。
- 市内教育・保育施設利用の流動状況 • • 中心部には幼稚園、保育園（未満児保育の受け入れ）施設が複数存在することから、市内各地域から中心部の教育・保育施設の利用が見受けられる。また、周辺部の地域においても地域間での施設利用が見受けられる。



市内の各種条件や状況から、中津川市は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、全市 1 つとして設定します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出 ●●●●●●

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <ul style="list-style-type: none">① 昼間労働することを常態としていること（就労）② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）⑥ 前各号に類する状態にあること（その他）	<p>以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p><u>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u></p> <ul style="list-style-type: none">① 就労<ul style="list-style-type: none">・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。② 妊娠、出産③ 保護者の疾病、障害④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護⑤ 災害復旧⑥ 求職活動<ul style="list-style-type: none">・起業準備を含む⑦ 就学<ul style="list-style-type: none">・職業訓練校等における職業訓練を含む⑧ 虐待やDVのおそれがあること⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u>⑩ その他<ul style="list-style-type: none">上記に類する状態として市町村が認める場合

下線は保育の必要性の事由として新たに追加されたもの。

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることとなります。
上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）			
		保育短時間利用（8時間）			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）	中津川市公立幼稚園は6時間
		保育短時間利用（8時間）			

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親		パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
		ひとり親	フルタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満60時間以上	60時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労(産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満60時間以上				タイプE'		
未就労			タイプC'				タイプF
				タイプD			

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 - タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
 - タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
 - タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(3) 「量の見込み」の推計方法のステップ

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※ 上記ステップを基本に量の見込みを算出していますが、算出されたニーズ量から、どのような対象者がどのくらいの量を求め、現状とのかい離がどれくらい生じているか等、詳細に分析・検証を行い、条件整理を行い、量を見込んでいます。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育に関する基本的な考え方

教育・保育の確保の方策については、学校規模等適正化基本計画に基づき、次の「基本的な考え方」により、進めていきます。

民間との協働を図りながら認定こども園化を含めた中で公立園の再編についての検討を進め、適正な集団生活の場の確保と未満児の受け入れのニーズに応えます。

「基本的な考え方」

- 公立と民間の役割分担を明確化し、民間との協働を進めます
- 認定こども園化を進めます
- 集団規模の適正化を図るため、公立園の適正配置を進めます
- 民間活力により未満児保育の充実を図ります
- 発達支援クラスは健常児と交流ができるよう健常児クラスと併設します
- 北部地域に発達支援クラスを設けます

(2) 市全域（圏域）の量の見込みと確保方策

本市の教育・保育の提供区域は全市1つとして設定しているため、市全域で量の見込みに対し、確保を進めていくものとしますが、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件とともに、既存施設の状況やニーズなどを踏まえ、地域別の課題と今後の方向性を考慮した上ですすめていきます。

なお、親の就労状況等により、0～2歳児の保育ニーズの高まりが想定されるため、保育利用率の目標値を設定し、平成29年度にニーズ調査に基づく量の見込みを確保するものとします。

$$\text{※ 保育利用率} = \frac{\text{3号子どもに係る保育の提供量合計}}{\text{満3歳未満の児童推計数}}$$

※ 保育利用率の目標値について、市町村は、平成29年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされており、本市では平成29年度から見込み量に対する提供量（必要利用定員）を確保しています。各年度の保育利用率の目標値は、保育利用率と同率にしています。

		平成 27 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,037 人		1,273 人	605 人	
見込み量		692 人	199 人	1,086 人	479 人	105 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	300 人	1,300 人	430 人	110 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	615 人	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		915 人	1,300 人	430 人	110 人	
過不足分 (提供量－見込み量)		24 人	214	△49 人	5 人	

※ 保育利用率 (満 3 歳未満の子どもに占める利用定員数の割合) : 28.8%
「確認を受けない施設」は、新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない施設のこと

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,033 人		1,259 人	599 人	
見込み量		692 人	198 人	1,084 人	474 人	104 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	300 人	1,300 人	430 人	110 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	615 人	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	15 人	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		915 人	1,300 人	445 人	110 人	
過不足分 (提供量－見込み量)		25 人	216 人	△29 人	6 人	

※ 保育利用率 (満 3 歳未満の子どもに占める利用定員数の割合) : 29.9%

		平成 29 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,980人		1,245人	593人	
見込み量		674人	193人	1,056人	469人	103人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	420人	1,290人	460人	110人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	475人	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	15人	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		895人	1,290人	475人	110人	
過不足分 (提供量－見込み量)		28人	234人	6人	7人	

※ 保育利用率 (満3歳未満の子どもに占める利用定員数の割合) : 31.8%

		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,928人		1,232人	584人	
見込み量		656人	188人	1,028人	464人	102人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	400人	1,280人	460人	110人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	475人	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	15人	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		875人	1,280人	475人	110人	
過不足分 (提供量－見込み量)		31人	252人	11人	8人	

※ 保育利用率 (満3歳未満の子どもに占める利用定員数の割合) : 32.2%

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,908 人		1,216 人	574 人	
見込み量		648 人	187 人	1,017 人	458 人	100 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	395 人	1,280 人	460 人	110 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	475 人	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	15 人	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		870 人	1,280 人	475 人	110 人	
過不足分 (提供量－見込み量)		35 人	263 人	17 人	10 人	

※ 保育利用率 (満 3 歳未満の子どもに占める利用定員数の割合) : 32.7%

【保育利用率の目標値】

保育の利用定員数に関する各年度の整備目標は、上記各表の確保方策 (提供量合計) であるため、各年度の保育利用率の目標値は、満 3 歳未満の子どもに占める確保方策の割合により定めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保 育 利 用 率 (目 標)	28.8%	29.9%	31.8%	32.2%	32.7%

① 中津川地区（東、南、西、苗木、坂本、落合、神坂）

旧市内には、公立、私立の幼稚園、保育園がそれぞれあり、保護者の幼稚園ニーズ、保育園ニーズにより施設が選択できる環境にあります。また、周辺地域からの利用も多く、本市の中心地域として、利用が集中しています。しかし、公立幼稚園は定員に対して現状では5割弱の利用しかなく、施設の統廃合、認定こども園化などを検討していく必要があります。

未満児保育については、他地域からの利用も多いため、ニーズに応じていくために民間力の活用などによる確保対策を進めていきます。

【 幼稚園・保育園等 】

幼稚園	保育園		その他
中津川幼稚園	中津川保育園	さくら保育園	家庭保育園くっく ひよこキッズファミリー
南幼稚園	一色保育園	東さくら保育園	
西幼稚園	北野保育園	坂本さくら保育園	
坂本幼稚園	小嶋保育園	西保育園	
神坂幼稚園	苗木保育園	めぐみ保育園	
杉の子幼稚園	坂本保育園	のぞみ保育園	
南さくら幼稚園	落合保育園	かやの木保育園	
誠和幼稚園			

【 地域間の利用の状況 】

移動状況	幼稚園	保育園（未満児）		保育園（以上児）	
他地域からの流入	18人	35人		26人	
	福岡・付知 3人	山口・坂下・川上 6人	山口・坂下・川上 5人		
	山口・坂下・川上 5人	福岡付知 13人	福岡付知 6人		
	その他 10人	加子母 1人	加子母 1人		
		蛭川 7人	蛭川 7人		
		阿木 8人	阿木 3人		
			その他 4人		
他地域への流出	0人	3人		10人	
		福岡付知 2人	福岡付知 3人		
		その他 1人	山口・坂下・川上 1人	その他 6人	

資料: 幼児教育課(平成26年8月現在)

② 山口・坂下・川上地区

坂下保育園は定員に対してほぼ 100%の受け入れ状況であり、川上・山口からの利用もあり、地域の保育ニーズ、特に未満児の保育ニーズにえています。

山口、川上地域の施設については、どちらも小規模園であるため、少子化の進行状況を注視する中で集団としての適正規模を考えていく必要があります。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたくえで施設の統廃合等による適正配置を進めていきます。

【 幼稚園・保育園等 】

幼稚園	保育園		その他
山口幼稚園	坂下保育園	川上保育園	—

【 地域間の利用の状況 】

移動状況	幼稚園		保育園（未満児）		保育園（以上児）	
他地域からの流入	1人		1人		2人	
	その他	1人	福岡付知	1人	中津川	1人
他地域への流出	5人		6人		6人	
	中津川	5人	中津川	6人	中津川	5人
					福岡付知	1人

資料：幼児教育課（平成 26 年 8 月現在）

③ 福岡・付知地区

この地域は、中津川地域を中心とした他地域への流出が多く、他地域からの流入による利用は少ない地域です。

他地域への流出については、特に未満児保育利用のための流出が多い状況にあります。

公立保育園の施設規模については、福岡保育園、付知保育園以外は小規模園であるため、今後の少子化の進行状況を注視しつつ、集団としての適正規模を考えたなかで、小規模施設の統廃合等による適正配置を進めていきます。

【 幼稚園・保育園等 】

幼稚園	保育園		その他
付知のぞみ幼稚園	福岡保育園 高山保育園 田瀬保育園	付知保育園 下野保育園	—

【 地域間の利用の状況 】

移動状況	幼稚園	保育園（未満児）	保育園（以上児）
他地域からの流入	0人	5人	5人
		中津川 2人 加子母 1人 蛭川 2人	中津川 3人 山口・坂下・川上 1人 その他 1人
他地域への流出	3人	15人	6人
	中津川 3人	中津川 13人 山口・坂下・川上 1人 その他 1人	中津川 6人

資料：幼児教育課（平成26年8月現在）

④ 加子母地区

加子母地域は保育園のみの地域で、他地域からの利用がほとんどなく、他地域への流出もわずかな地域となっており、利用の実態、地理的条件などから加子母地域内での教育・保育施設の確保が必要な地域です。

平成 26 年度においては、他地域の幼稚園の利用実績がないため、認定こども園化などの対策については、今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで進めていきます。

【 幼稚園・保育園等 】

幼稚園	保育園		その他
—	加子母保育園	—	—

【 地域間の利用の状況 】

移動状況	幼稚園	保育園（未満児）	保育園（以上児）
他地域からの流入	—	0人	1人
			その他 1人
他地域への流出	0人	2人	0人
		中津川 1人 福岡付知 1人	

資料：幼児教育課（平成 26 年 8 月現在）

⑤ 蛭川地区

蛭川地域は保育園のみの地域で、他地域からの利用がなく、蛭川地域内の子どものための施設となっています。他地域への流出については、隣接する中津川地域及び福岡・付知地域の保育施設の利用がみられます。

このため、利用の実態、地理的条件などから蛭川地域内での教育・保育施設の確保が必要です。

平成 26 年度においては他地域の幼稚園の利用実績がないため、認定こども園化などの対策については、今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで進めていきます。

【 幼稚園・保育園等 】

幼稚園	保育園		その他
—	蛭川保育園	—	—

【 地域間の利用の状況 】

移動状況	幼稚園	保育園（未満児）	保育園（以上児）
他地域からの流入	—	0人	0人
他地域への流出	0人	9人	7人
		中津川 7人 福岡付知 2人	中津川 7人

資料：幼児教育課（平成 26 年 8 月現在）

⑥ 阿木地区

阿木地域は保育園のみの地域で、他地域からの利用がなく、阿木地域内の子どものための施設となっています。他地域への流出については、中津川地域での未満児保育を中心とした利用がみられます。

このため、利用の実態、地理的条件などから阿木地域内での教育・保育施設の確保が必要です。

平成27年度からは未満児保育を開始するため、今後の利用状況、地域の実態等を踏まえ、認定こども園化などの対策を進めていきます。

【 幼稚園・保育園等 】

幼稚園	保育園		その他
—	阿木保育園	—	—

【 地域間の利用の状況 】

移動状況	幼稚園	保育園（未満児）		保育園（以上児）	
他地域からの流入	—	0人		0人	
他地域への流出	0人	9人		4人	
		中津川	8人	中津川	3人
		その他	1人	その他	1人

資料：幼児教育課（平成26年8月現在）

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

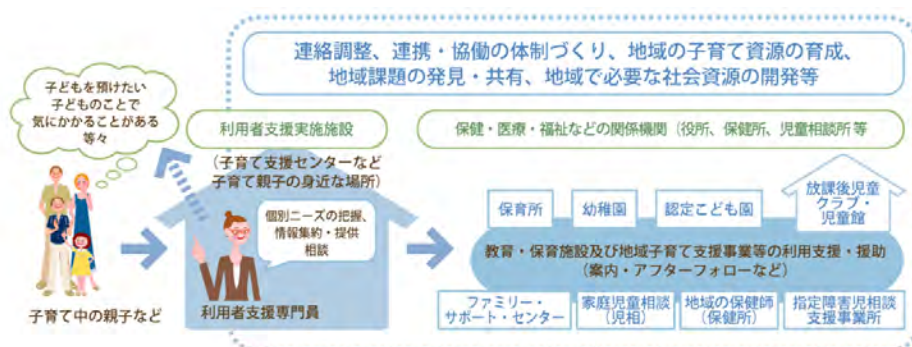
【事業概要】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整等を実施し必要な支援を行うことを目的とします。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 新たなニーズから生まれる課題を発見・共有し、地域で必要な組織や施設の開発を行うため、子育て支援に関する関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育てに取り組むグループ・団体やボランティア等を育成します。
- ③ 本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【利用者支援事業のイメージ】



【今後の方向性】

利用者支援事業の実施にあたり、利用者支援専門員の育成を行い、平成28年度からは利用者支援事業として専門相談員を配置し、認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用支援や関係機関との連携が行える体制としていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数 (確保方策)	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づく健康診査を実施することにより、妊婦の健康保持及び増進を図ることを目的とします。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付し、妊婦健康診査費用の一部助成を行っています。

子育てに不安を感じる親も増えているため、母子の健康を確保するとともに、安心して子育てができるよう妊娠期からの継続した支援が必要です。

	(年間)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊 娠 届 出 数	654 人	678 人	650 人	643 人	587 人
妊婦健康診査受診票交付数	706 人	705 人	679 人	672 人	615 人

【今後の方向性】

母子健康手帳の交付時や妊婦教室等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性を育み、子育ての準備ができるよう支援を行います。又妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

	(年間)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	642 人	639 人	629 人	620 人	609 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 国内の医療機関 ・実施体制 健康医療課で母子健康手帳交付時に受診票を配布し使用方法を説明 ・検査項目 基本健診、超音波検査、血液検査（血算、血糖、B・C型肝炎、HIV、風しん、梅毒、GBS、HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、子宮頸がん検診 ・実施時期 分娩の前日まで 				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

訪問は、本市健康医療課の保健師（非常勤職員含む。）が訪問を実施しています。

子育て環境の変化により、子育てへの不安や悩みに対する支援の強化が求められています。

	(年間)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問対象家庭数	676件	660件	609件	630件	635件
訪問件数	495件	510件	541件	584件	610件
訪問率	73.2%	77.3%	88.8%	92.7%	96.1%

【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が引き続き下がることがないように実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、できる限り直接連絡をとり、状況把握等を実施していきます。

	(年間)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	605件	599件	593件	584件	574件
実施体制 (確保方策)	・実施体制：健康医療課の保健師（非常勤職員含む。）が訪問実施。 【相談内容】①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【現状】

センターにはアドバイザーを配置し援助活動の調整をしています。

依頼会員数や活動件数は増加していますが、全小学生に対する利用者数は少なく制度の普及など更なる周知が必要となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
提 供 会 員	144 人	151 人	175 人	184 人	177 人
依 頼 会 員	203 人	203 人	228 人	284 人	317 人
両 方 会 員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
年間延べ活動件数	386 件	406 件	564 件	404 件	719 件
うち小学生利用	325 人	194 人	183 人	221 人	275 人

【今後の方向性】

依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して依頼会員の登録説明会及び提供会員の養成講習会を実施し、会員を増やしていきます。また、制度の普及についても実施していきます。

見込み量と提供量を同数としています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人
提 供 量	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人
過 不 足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(年間)

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に幼稚園において預かりを行う事業です。

【現状】

現状は、市内 10 か所の公立・私立幼稚園で実施しています。

公立幼稚園は、16 時まで、私立幼稚園は、朝 8 時から始業までと、終業から 18 時まで実施しています。(園によって多少時間が異なります)

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	23,762 人	24,452 人	21,221 人	26,765 人	30,764 人
実施箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、幼稚園型一時預かり事業への移行についても、円滑な事業実施が可能となるようにします。

見込み量と提供量を同数としています。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量 (1 号認定による利用)	4,002 人	3,994 人	3,890 人	3,788 人	3,749 人
見込み量 (2 号認定による利用)	50,126 人	50,027 人	48,723 人	47,444 人	46,951 人
計	54,128 人	54,021 人	52,613 人	51,232 人	50,700 人
実施箇所数 (確保方策)	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
提供量	54,128 人	54,021 人	52,613 人	51,232 人	50,700 人
過不足 (提供量-見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

② 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

- ・実施園：さくら保育園、東さくら保育園、坂本さくら保育園、西保育園
高山保育園
- ・実施事業：ファミリー・サポート・センター事業

【現状】

現状は、公立保育園1か所、私立保育園4か所の計5か所で実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業は、社会福祉協議会への委託により、実施しています。

増加するニーズに応えるためには、保育士の確保、ファミリー・サポート・センターの提供会員の質の向上と確保が課題となっています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所利用者数	957 人	1,092 人	990 人	631 人	1,257 人
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
ファミリー・サポート・センター利用者数	61 人	212 人	381 人	183 人	444 人

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されますので、認可保育所で確保をはかるとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れも進めていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
見込み量 (在園児対象を除く一時預かり)	2,755 人	2,726 人	2,696 人	2,664 人	2,626 人	
実施箇所数 (確保方策)	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
提供量	保育所	2,305 人	2,276 人	2,246 人	2,214 人	2,176 人
	ファミリー・サポート・センター	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を延長して実施する事業です。

【現状】

現状は、市内認可保育所の全24か所で実施しています。

年々増加する保育ニーズに応えるためには、保育士の確保が課題となっています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実 人 数	137 人	91 人	129 人	130 人	162 人
年 述 べ 利 用 者	2,304 人	1,528 人	2,164 人	2,175 人	2,719 人
実 施 箇 所 数	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所

【今後の方向性】

延長保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育園の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、今後も認可保育所での延長保育の実施を引き続き行います。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	253 人	252 人	247 人	242 人	239 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	24 か所	24 か所	24 か所	24 か所	24 か所
提 供 量	177 人	192 人	207 人	222 人	239 人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)	△76 人	△60 人	△40 人	△20 人	0 人

(10) 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。本市は未実施事業です。

【今後の方向性】

現在、本市では未実施事業です。今回のニーズ調査結果から潜在ニーズがみられることから、今後、医療機関と連携した病児・病後児保育の実施を検討していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	312 人	305 人	302 人	302 人	297 人
実施箇所数 (確保方策)	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
提供量	0 人	0 人	0 人	50 人	300 人
過不足 (提供量－見込み量)	△312 人	△305 人	△302 人	△252 人	3 人

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員（指導員）及び補助員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

現状は、各小学校区を基本に 17 クラブを父母会へ委託して実施しています。

施設の老朽化や利用者数の増加に伴う分割など、新たな施設、放課後児童支援員（指導員）及び補助員の確保が急務となっています。

（各年 4 月 1 日時点）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 ～ 3 年 生	328 人	317 人	291 人	264 人	269 人	314 人
4 ～ 6 年 生	151 人	179 人	197 人	188 人	168 人	168 人
登 録 児 童 数 計	479 人	496 人	488 人	438 人	437 人	482 人
ク ラ ブ 数	15 クラブ	17 クラブ	16 クラブ	17 クラブ	17 クラブ	17 クラブ

【今後の方向性】

放課後児童支援員（指導員）及び補助員、利用定員、設備等についての新基準のもと、今後も事業を継続していきます。

提供量については利用者の動向をみながら、改修に伴う定員増やクラブ数の増設等により、定員を増やしていきます。また、施設確保については、学校、公共等施設の活用に向け関係機関との協議を行い確保して行きます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量 （ 1 ～ 3 年 ）	373 人	361 人	363 人	360 人	359 人
見 込 み 量 （ 4 ～ 6 年 ）	219 人	215 人	210 人	212 人	205 人
計	592 人	576 人	573 人	572 人	564 人
実 施 箇 所 数 （ 確 保 方 策 ）	17 か所	17 か所	18 か所	18 か所	19 か所
提 供 量	567 人	567 人	587 人	617 人	641 人
過 不 足 （ 提供量－見込み量 ）	△25 人	△9 人	14 人	45 人	77 人

5 認定こども園の普及・推進に関する基本的な考え方

(1) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育園のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、合同研修を通じ、職員の資質向上に努めます。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることをめざしています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行も視野に入れ検討を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

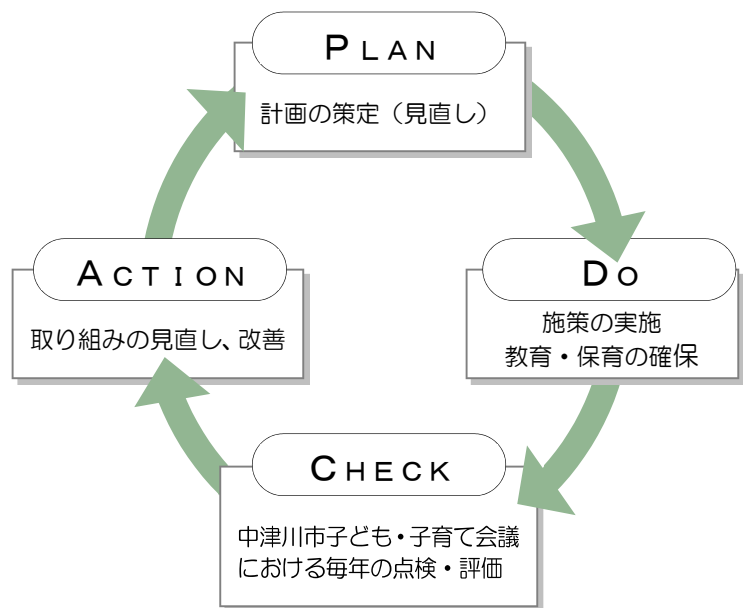
この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。地域型保育事業と幼稚園、保育園、認定こども園との相互の連携を図る中で切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。今後は、地域型保育事業者の参入についても視野に入れながら、情報共有と連携支援の充実を図ります。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方のもと、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「中津川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



なお、子育て支援に関わる施策や事業は広範囲であり、国や県の動向によっても影響されます。「施策の展開」に位置づけている重点事業について、指標に基づき評価・分析するものとし、随時、必要に応じて推進事業の見直しを行うものとします。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

1 中津川市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、中津川市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項の審議

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育て支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体及び労働者団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課又は室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 中津川市子ども・子育て会議委員名簿

(前任者任期 平成 25 年 8 月 27 日～平成 26 年 3 月 31 日)

役職	部会	所属団体	氏名
	子育て検討部会	中津川市教育委員会	田島 雅子
	基準検討部会	中津川市 PTA 連合会	(前任) 加藤雄一郎
			早川 仁
	子育て検討部会	中津川市公立幼稚園連合 PTA 評議委員会	(前任) 赤坂加代子
			猿渡 悦子
	基準検討部会	中津川市私立幼稚園育友会	(前任) 原 宏美
			遠山 美砂
部会長	子育て検討部会	中津川市保育園保護者会連合会	古田 浩之
	基準検討部会	中津川市保育園保護者会連合会	(前任) 岡田 英次
			芦沢 雄飛
	基準検討部会	中津川市学童保育所連絡協議会	糸魚川謙一
	子育て検討部会	中津川市子育て支援センター	林 智子
	子育て検討部会	子育て支援関係団体	安江 泰子
会議副委員長	子育て検討部会	主任児童委員	田村 浩美
会議委員長	基準検討部会	中津川市小中学校校長会	間宮 弘一
	子育て検討部会	公立幼稚園長会	船戸 朝子
部会長	基準検討部会	私立幼稚園連絡会	丸山 充信
	基準検討部会	公立保育園長会	(前任) 原 さとみ
			水野 栄子
	基準検討部会	法人保育所連絡会	丸山 史子
	基準検討部会	民間託児施設	水野 陽一
	子育て検討部会	連合岐阜 東濃地域協議会	桃井 直人
	基準検討部会	中津川商工会議所	勝野 安和
	子育て検討部会	中津川北商工会	嶋崎 尚巳
	子育て検討部会	社団法人恵那医師会	宮崎 清

3 子ども・子育て支援新制度に関する取組経過

<平成 25 年度>

時 期	内 容
平成 25 年 6 月 27 日	「中津川市子ども・子育て会議条例」制定（条例第 19 号）
平成 25 年 8 月 29 日	第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書の交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・「子ども・子育て支援新制度」について ・「子ども・子育て会議」について ・中津川市の取り組み状況について
平成 25 年 10 月 10 日	第 2 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の概要について ・中津川市子ども・子育て支援事業計画の方向性について ・「区域」「基準」の考え方について ・部会の設置について
平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 10 月 29 日 平成 25 年 10 月 31 日 平成 25 年 11 月 5 日	子ども・子育て会議勉強会（委員対象） <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の概要説明 ・今後のスケジュールの確認
平成 25 年 11 月 14 日	第 3 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・中津川市の現状について ・ニーズ調査内容について ・部会設置及び構成について
平成 25 年 12 月 5 日	第 1 回子ども・子育て会議子育て検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策行動計画の概要について ・部会の進め方について
平成 25 年 12 月 9 日 ～12 月 20 日	子育てに関するニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・対象…市内全域の 0 歳～小学 6 年生までの子ども（長子）を持つ家庭 0 歳～5 歳 未就学児用調査票配布 小学生 小学生用調査票配布

時 期	内 容
平成 25 年 12 月 12 日	第 1 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・子ども・子育て支援給付について ・地域子ども・子育て支援事業の基準について
平成 26 年 1 月 30 日	第 2 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・基準検討部会スケジュールについて ・設定が必要な基準等について
平成 26 年 2 月 20 日	第 4 回子ども・子育て会議 ・計画策定にあたって中津川市の幼稚園・保育園、子育てのあり方について（市長あいさつ） ・各部会からの報告 ・ニーズ調査結果（速報値）について
平成 26 年 3 月 7 日	第 2 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・委員各位の思いや考えについて ※子育ての現状と課題についての意見交換 ・ニーズ調査結果について ・中津川市子ども・子育て支援事業計画の骨格について
平成 26 年 3 月 28 日	第 3 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・子育ての現状と支援のあり方についての座談会

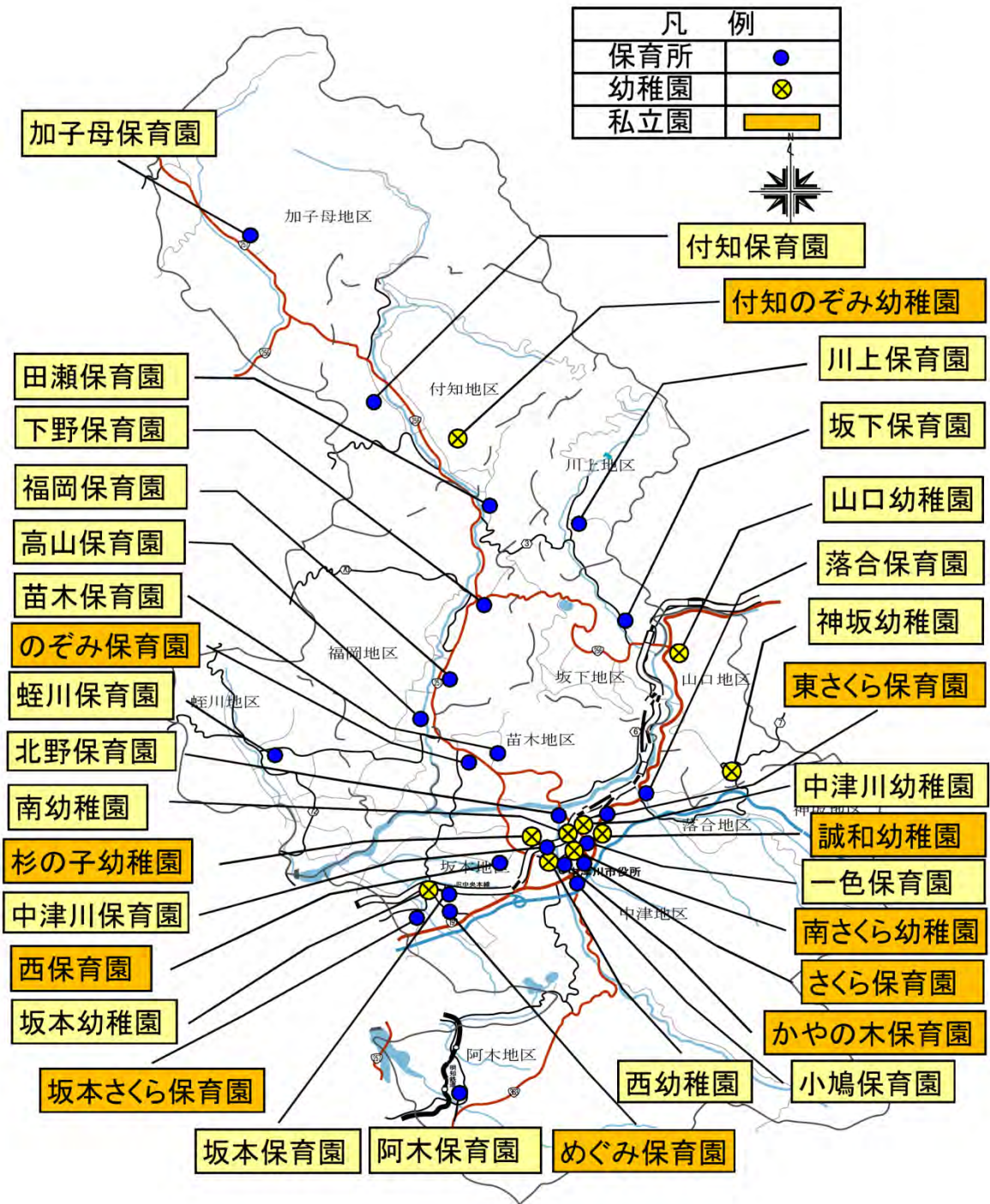
<平成 26 年度>

時 期	内 容
平成 26 年 5 月 12 日	第 1 回子ども・子育て会議 ・新委員への委嘱書交付 ・進捗状況報告
平成 26 年 5 月 20 日	第 1 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・子育ての現状と支援のあり方についての座談会
平成 26 年 5 月 26 日 平成 26 年 5 月 28 日 平成 26 年 5 月 29 日	子ども・子育て会議勉強会（新規委員対象） ・子ども・子育て支援新制度の概要説明 ・今後のスケジュールの確認
平成 26 年 5 月 29 日	第 1 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・基準（参酌すべき基準）内容について 放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の検討 家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の説明 ・公定価格の仮単価、利用者負担額について
平成 26 年 6 月 9 日	第 2 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・子育ての現状と支援のあり方についての座談会 ・基本理念についての検討
平成 26 年 7 月 8 日	第 2 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・条例案について ・今後協議が必要となる事項について
平成 26 年 7 月 11 日	第 3 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画の策定方針案について
平成 26 年 7 月 14 日	第 2 回子ども・子育て会議 ・条例案（3 件）について ・子ども・子育て支援事業計画の方向性について ・区域設定について
平成 26 年 7 月 31 日	第 3 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・ニーズ調査結果からの必要量の算出について（幼保関係）
平成 26 年 8 月 8 日	第 4 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画理念について ・ニーズ調査結果からの必要量の算出について（13 事業関係） ・保育の必要性の認定基準となる就労時間の下限時間の設定について

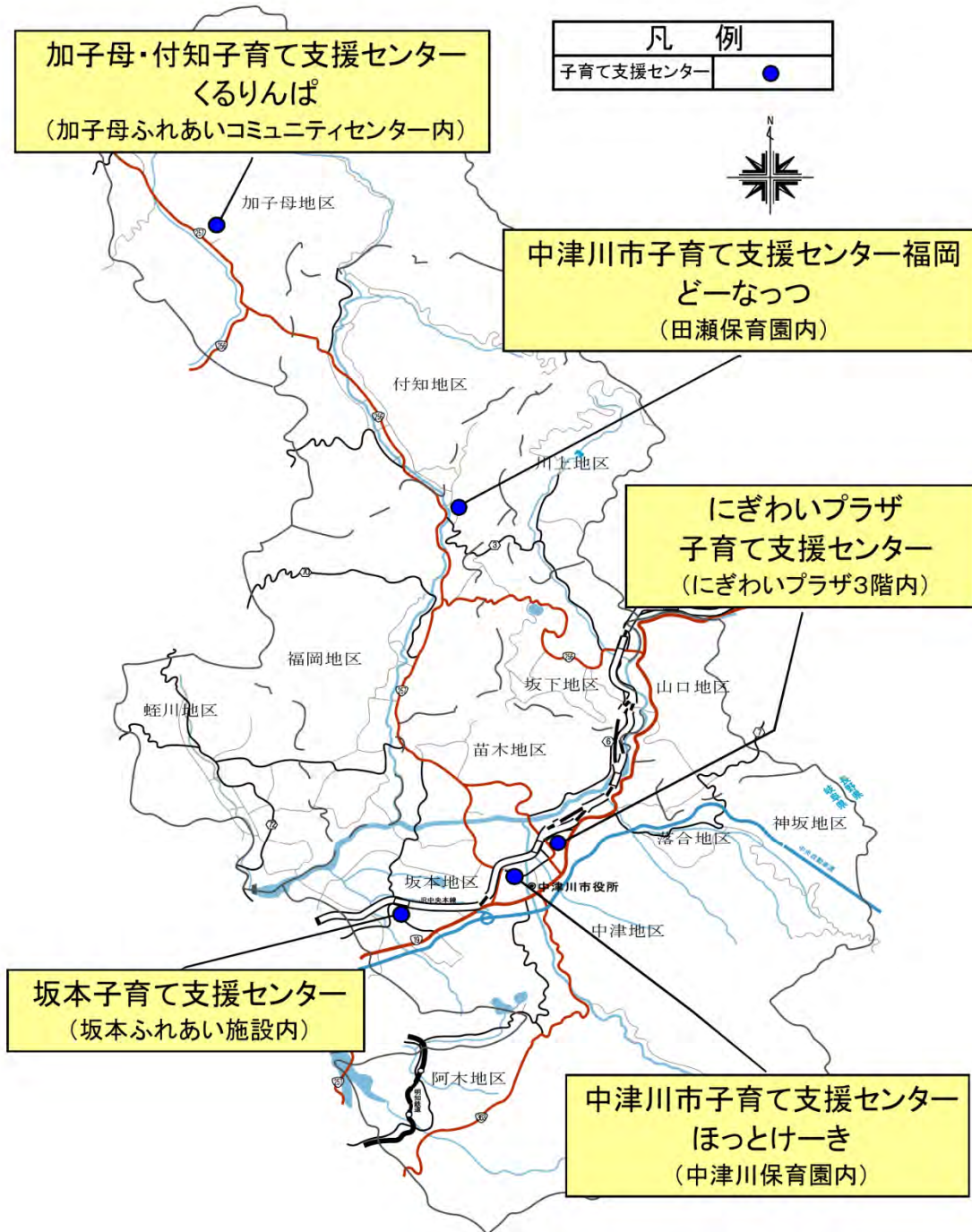
時 期	内 容
平成 26 年 8 月 27 日 ～11 月 12 日	「子ども・子育て支援新制度」保護者等説明会 全 24 回
平成 26 年 9 月 9 日	第 4 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・利用者負担額等について ・就労下限時間について
平成 26 年 9 月 17 日	第 5 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・ニーズ調査結果からの必要量の算出について ・区域設定について ・利用者負担額について
平成 26 年 9 月 30 日	第 3 回子ども・子育て会議 ・基本理念について ・利用者負担額について ・就労時間の下限時間について ・量の見込みについて
平成 26 年 11 月 11 日	第 4 回子ども・子育て会議 ・利用者負担額及び就労下限時間の市の方針について ・例規の整備について
平成 26 年 11 月 21 日	第 5 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画への位置付けについて ・中津川市子ども・子育て支援事業計画キャッチフレーズについて
平成 27 年 1 月 9 日	第 6 回子ども・子育て会議子育て検討部会 ・子育て検討部会意見と市民ニーズとの整合について ・関係各課の計画との整合について ・子ども・子育て支援事業計画へ位置付ける各事業について ・計画書素案について ・中津川市子ども・子育て支援事業計画キャッチフレーズについて
平成 27 年 1 月 14 日	第 6 回子ども・子育て会議基準検討部会 ・区域設定について ・教育・保育の基本的な考え方について ・確保の方策について ・計画書素案について ・中津川市子ども・子育て支援事業計画キャッチフレーズについて

時 期	内 容
平成 27 年 2 月 3 日	第 5 回子ども・子育て会議 ・部会からの報告 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画素案骨子について ・中津川市子ども・子育て支援事業計画へ位置付ける各事業について
平成 27 年 2 月 19 日 ～ 2 月 28 日	中津川市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント 意見募集期間 平成 27 年 2 月 19 日～平成 27 年 2 月 28 日 閲覧場所 中津川市教育委員会内 提出意見 20 件
平成 27 年 3 月 4 日	第 6 回子ども・子育て会議 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画の意見について ・中津川市子ども・子育て支援事業計画の確定について


4 中津川市の幼稚園・保育所（位置）



6 中津川市の子育て支援センター（位置）



7 中津川市の子育て支援に関する主な事業一覧

担当部署	事業名	妊婦・出産	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学校	中学校	高校
健康医療課	特定不妊治療費助成事業	↑									
	妊婦教室・パパママ教室 マタニティワークショップ等	↑									
	妊婦健康診査助成事業	↑									
	こんには赤ちゃん事業		↑								
	養育支援訪問事業				↑						
	乳幼児の健康診査			3か月・6か月 1歳・1歳6か月 3歳児健診							
	乳幼児はみがき教室			はみがき指導・フッ素塗布							
	乳幼児なんでも相談			身体測定・栄養相談・保健相談							
	乳幼児医療費助成事業			出生から中学校卒業まで(入院・外来医療費の自己負担分を助成)							
	児童手当			出生から中学校卒業まで(年齢等により金額が異なる)							
福祉相談室	子育て短期支援事業										
	母乳相談			妻の母乳幼児ホームかかやき(乳児院)・妻の母乳園(児童養護施設)に委託により実施							
幼児教育課	幼稚園										
	保育所										
	認定こども園 (現在、未設置)										
	延長保育事業										
	一時預かり事業										
子育て政策室	子育て支援センター事業										
	利用者支援事業										
	ファミリー・サポート・センター事業										
	児童館・児童センター										
	放課後児童健全育成事業 (学童保育所)										
	実働体験に係る補足給付 を行う事業										
	多様な主体が本制度に参入すること を促進する事業										
	放課後子ども教室										
	乳幼児学級										
	生涯学習スポーツ課	福祉相談室									
発達相談室											
発達支援センター											
発達支援センター「つくしんぼ」「どんぶり」で実施											
発達支援センター「つくしんぼ」「どんぶり」で実施											
定住推進課	高校生バス通学支援事業										

8 用語解説 (50 音順)

【あ行】

育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。(平成14年4月より)

注) 育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

【か行】

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当するもので、その数値を生涯の子ども数としてイメージすることができる。

【さ行】

児童虐待

保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取組をしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

周産期医療

妊娠後期から新生児早期(妊娠22週から出生後7日目まで)の期間の母体、胎児、新生児を総合的に管理すること。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

【た行】

地域型保育

3歳未満の少人数の子どもを保育する、①小規模保育、②家庭的保育、③居宅訪問型保育、④事業所内保育の4事業のこと。

適応指導教室

不登校状態の児童・生徒が家で引き籠りにならないよう、在籍する学校以外の場所で生活習慣の改善や学習指導を受けながら集団活動を体験できるよう設置した施設。

特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる教育と自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする教育。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

放課後子ども総合プラン

すべての児童（小学校に就学している児童）が放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める事業。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や長期休暇などの学校休業日に家庭に代わって生活する場を提供する事業。学童保育とも呼ぶ。

【ま行】

民生児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

**みんなで子育てやろまいか
なかつっ子プラン**

中津川市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：中津川市 教育委員会事務局 子育て政策室
〒508-0032

岐阜県中津川市栄町 1 番 1 号

電話：0573-66-1111

F A X：0573-65-3338



安心、優しさの中で心豊かな親子を育み
かがやく未来へ進み続ける中津川

みんなで子育てやろまいか なかつっ子プラン

中津川市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：中津川市 教育委員会事務局 子育て政策室
〒508-0032

岐阜県中津川市栄町 1 番 1 号

電話：0573-66-1111 FAX：0573-65-3338